

光ネットサービス契約約款
(コミュファ)

2025年7月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

第 2 条（約款の変更）

第 3 条（用語の定義）

第 2 章 光ネットサービスの種類等

第 4 条（光ネットサービスの種類等）

第 3 章 光ネットサービスの提供区域

第 5 条（光ネットサービスの提供区域）

第 4 章 契約

第 6 条（契約の単位）

第 7 条（契約者回線の終端）

第 8 条（光ネットサービス区域）

第 9 条（収容サービス取扱局）

第 10 条（光ネット申込の方法）

第 10 条の 2（カテゴリー 2 の申込を行うことができる者の条件）

第 11 条（光ネット申込の承諾）

第 12 条（基本契約期間）

第 12 条の 2（最低利用期間）

第 12 条の 3（定期契約期間）

第 13 条（品目等の変更）

第 14 条（契約者回線の移転）

第 15 条（契約者回線の異経路）

第 16 条（その他の契約内容の変更）

第 17 条（利用の一時中断）

第 18 条（譲渡の禁止）

第 19 条（契約者が行う光ネットサービス契約の解除）

第 20 条（当社が行う光ネットサービス契約の解除）

第 21 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 22 条（その他の提供条件）

第 5 章 付加機能

第 23 条（付加機能の提供）

第 24 条（付加機能の廃止）

第 25 条（付加機能の利用の一時中断）

第 6 章 端末設備の提供等

第 26 条（端末設備の提供）

第 27 条（端末設備の移転）

第 27 条の 2（端末設備の取り替え）

第 28 条（端末設備の一時中断）

第 28 条の 2（削除）

第 28 条の 3（削除）

第 28 条の 4（削除）

第 7 章 回線相互接続

第 29 条（当社又は他社の電気通信回線との接続）

第 30 条（相互接続点の所在場所の変更）

第 8 章 利用中止等

第 31 条（利用中止）

第 32 条（利用停止）

第 9 章 通信

第 33 条（通信利用の制限等）

第 10 章 料金等

第 34 条（料金及び工事等に関する費用）

第 35 条（利用料金の支払義務）

第 36 条（工事費の支払義務）

第 37 条（線路設置費の支払義務）

第 37 条の 2（手続きに関する料金の支払義務）

第 37 条の 3（附帯サービスに関する料金の支払義務）

第 38 条（債権の譲渡）

第 39 条（料金の計算方法等）

第 40 条（割増金）

第 41 条（延滞利息）

第 11 章 保守

第 42 条（契約者の維持責任）

第 43 条（契約者の切分責任）

第 44 条（修理又は復旧の順位）

第 12 章 損害賠償

第 45 条（責任の制限）

第 46 条（免責）

第 13 章 雑則

第 47 条（承諾の限界）

第 48 条（利用に係る契約者の義務）

第 49 条（契約者以外の者の利用に係る義務）

第 50 条（サービスの提供範囲等）

第 51 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

第 51 条の 2（契約者の氏名等の通知）

第 51 条の 3（協定事業者からの通知）

第 51 条の 4（契約者に係る情報の利用）

第 51 条の 5（個人情報の共同利用）

第 52 条（法令に規定する事項）

第 52 条の 2（注意喚起）

第 53 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第 54 条（閲覧）

別記

- 1 光ネットサービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 光ネットサービスにおける禁止事項
- 12 技術資料の項目
- 13 削除
- 14 管轄裁判所
- 15 情報提供

- 16 削除
- 17 削除
- 18 特定情報サービス
- 19 特定情報サービスに係る免責

別表

料金表

通則

- 第 1 表 料金
- 第 2 表 工事に関する費用
- 第 3 表 附帯サービスに関する料金

附則

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、この光ネットサービス契約約款（コミュファ）（以下「約款」といいます。）を定め、これにより光ネットサービス（当社が別に定める光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダー 体型）により提供される光ネットサービスを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、光ネットサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、本サービスに係るWeb サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス（当社が別に定める光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダー 体型）により提供される光ネットサービスを除きます。）
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ネットサービスに関する業務を行う当社の事業所
サービス取扱所サービス取扱所	（1）光ネットサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 （2）当社の委託により光ネットサービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
光ネットサービス契約	当社から光ネットサービスの提供を受けるための契約
光ネット申込	光ネットサービス契約の申込み
申込者	光ネットサービス契約の申込みをした者
契約者	当社と光ネットサービス契約を締結している者
契約者回線	光ネットサービス契約に基づいてサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と光ネットサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
ホームゲートウェイ	契約者回線の終端に接続され、当社が光電話サービス契約約款に基づいて提供する光電話サービス（以下「光電話サービス」といいます。）の音声その他の音響の伝送を仲介するための機能及びブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
收容サービス取扱局	その契約者回線の收容される取扱局交換設備が設置されているサービス取扱局
技術基準等	端末設備等規則（昭和 6 0 年郵政省令第 3 1 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等
引込線	契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
利用の一時中断	光ネットサービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
光ネットサービス利用権	契約者が光ネットサービス契約に基づいて、光ネットサービスの提供を受ける権利
光ネットサービスの料金等	この約款の規定により契約者に支払っていただく料金及び費用等
光ネットサービスを全く利用できない状態	光ネットサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
区域外線路	收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路
削除	削除
電子メール	メールアドレスを利用してサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
固定 I P アドレスサービス	I P アドレスを固定して利用するサービス
利用サービスの変更	光ネットサービスの解除の通知を行うと同時に当社が別に定める

	光ネットアクセスサービス契約約款に基づいて提供する光ネットアクセスサービス（以下「光ネットアクセスサービス」といいます。）の申込みを行い、同一の場所で当該電気通信サービスの提供を受けること、又は、光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に光ネット申込を行い、同一の場所で当該電気通信サービスの提供を受けること
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 光ネットサービスの種類等

（光ネットサービスの種類等）

第 4 条 光ネットサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス

- 2 光ネットサービスには、料金表に規定する品目及び提供の形態による区別並びに区分があります。
- 3 料金表第 1 表（料金）に定めるカテゴリー 2 の提供は、光電話サービスとのセットでの提供に限ります。

第3章 光ネットサービスの提供区域

（光ネットサービスの提供区域）

第5条 当社の光ネットサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の光ネットサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の光ネットサービス契約につき1人に限ります。

（契約者回線の終端）

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表第1表（料金）に定めるところにより提供します。

（光ネットサービス区域）

第8条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより光ネットサービス区域を設定します。

（収容サービス取扱局）

第9条 契約者回線の取扱局交換設備は、それぞれ次の収容光ネットサービス取扱局に収容します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容サービス取扱局
1 契約者回線の終端のある場所が光ネットサービス区域内となるもの	その光ネットサービス区域内のサービス取扱局であつて、当社が指定するもの
2 契約者回線の終端のある場所が光ネットサービス区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣のサービス取扱局であつて、当社が指定するもの

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及び光ネットサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容サービス取扱局を変更することがあります。

（光ネット申込の方法）

第10条 光ネットの申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出（電磁的方法による提出を含みます。）又はインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）していただきます。

（1）光ネットサービスの品目等

（2）契約者回線の終端の場所

（3）その他光ネット申込の内容を特定するための事項

（カテゴリー2の申込を行うことができる者の条件）

第10条の2 料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2の申込を行うことができる者は、同時に光電話サービスに係る契約申込みを行う者に限ります。

（光ネット申込の承諾）

第11条 光ネット契約は、光ネット申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は光ネット申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に

開示しないものとします。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 光ネットサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が光ネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) その他光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(基本契約期間)

第12条 光ネットサービスについては、料金表第1表(料金)の定めるところにより基本契約期間があります。

- 2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定により光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(最低利用期間)

第12条の2 光ネットサービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定により光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(定期契約期間)

第12条の3 光ネットサービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより定期契約期間があります。

- 2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定により光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(品目等の変更)

第13条 契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところにより光ネットサービスの品目等の変更を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第10条の2(カテゴリ2の申込を行うことができる者の条件)及び第11条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第14条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第11条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社はその契約者回線を第9条(收容サービス取扱局)第1項に規定する收容サービス取扱局以外の当社が指定する收容サービス取扱局の取扱局交換設備に收容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第 16 条 当社は、契約者から請求があったとき(別記 2 及び別記 3 に定める変更を含みます。)は、第 10 条(光ネット申込の方法) 第 1 項第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

- 第 17 条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その契約者回線に係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(譲渡の禁止)

- 第 18 条 契約者は、光ネットサービス利用権を第三者に譲渡することはできません。

(契約者が行う光ネットサービス契約の解除)

- 第 19 条 契約者は、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。
- 2 前項により、光ネットサービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。
- 3 光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第 2 表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。

(当社が行う光ネットサービス契約の解除)

- 第 20 条 当社は、第 32 条(利用停止)の規定により光ネットサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、光ネットサービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第 32 条(利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 32 条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで光ネットサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、光ネットサービス契約を解除することがあります。
- (1) 契約者が光ネット申込にあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - (2) 契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (3) 光ネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 契約者が、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなったサービス等に係る料金その他の債務を支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) その他光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前三項の規定により光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。
- 6 光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第 2 表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

- 第 21 条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなく

なった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、光ネットサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 22 条 光ネットサービス契約に関するその他の提供条件については、別記 2、3、5、6、7、8、9、11、14 及び 15 に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、その光ネットサービスについて、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、光ネットサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

（付加機能の廃止）

第24条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- （1）その付加機能の提供を受けている契約者から、光ネットサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （2）料金表に別段の定めがあるとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第26条 当社は、光ネットサービスの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により料金表第1表（料金）に定めるところにより提供します。

2 前項の請求があったときは、第10条の2（カテゴリー2の申込を行うことができる者の条件）及び第11条（光ネット申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は第1項の規定により提供するホームゲートウェイが、契約者回線に接続されている場合においてその状態の監視及び光ネットサービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。契約者は、これを承諾していただきます。

（端末設備の移転）

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、第11条（光ネット申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 第1項の移転にかかる工事費用は、契約者に支払っていただきます。

（端末設備の取り替え）

第27条の2 当社は、端末設備の提供後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は端末設備を修理し又は取り替えるものとします。

ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、契約を解除できるものとします。

（端末設備の利用の一時中断）

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用出来ないようにすることをいいます。

以下同じとします。）を行います。

（削除）

第28条の2 削除

（削除）

第28条の3 削除

（端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務）

第28条の4 削除

第7章 回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線との接続）

第29条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

3 契約者は、前二項に規定する接続について、第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面によりサービス取扱所に通知していただきます。

（相互接続点の所在場所の変更）

第30条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、光ネットサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 前条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第33条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（(1)の場合は、その光ネットサービスの料金等が支払われるまでの間）、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の光ネットサービス契約の光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第48条（利用に係る契約者の義務）又は第49条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって光ネットサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 - 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
 - 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
 - 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
 - 6 前二項の規定により契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- (注) 本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

第 10 章 料金等

（料金及び工事等に関する費用）

第 34 条 当社が提供する光ネットサービスの料金は、利用料金、手続きに関する料金及び附帯サービスに関する料金とし、料金表第 1 表及び第 3 表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 当社が提供する光ネットサービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

3 光ネット申込に基づき、当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日を光ネットサービスの提供を開始した日とします。

ただし、契約者が現に契約している光ネットサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス申込をし、当社がそれを承諾した場合は、当該光ネットサービスの工事を完了した日を光ネットサービスの提供を開始した日とします。

（利用料金の支払義務）

第 35 条 契約者は、光ネットサービス契約に基づいて、当社が光ネットサービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日）から起算して、光ネットサービス契約の解除があった日（付加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光ネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金（その光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）の支払いは、次によります。

（1）第 17 条（利用の一時中断）の規定、第 25 条（付加機能の利用の一時中断）の規定、第 28 条（端末設備の利用の一時中断）の規定、又は第 32 条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1 の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大 12 料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

（2）前号のほか、契約者は、次の場合を除き、光ネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光ネットサービスについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）。
2 移転に伴って、光ネットサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により光ネットサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ネットサービスについての利用料金。

3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第 2 項の規定に係わらず、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第 36 条 契約者は、光ネット申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（線路設置費の支払義務）

第 37 条 契約者は、次の場合には、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する線路設置費を支払っていただきます。ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

（1）（2）以外の場合

ア 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる光ネット申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる契約者回線について、光ネットサービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

（2）契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、光ネットサービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 37 条の 2 契約者は、光ネットサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

2 契約者は、第 20 条（当社が行う光ネットサービス契約の解除）または第 32 条（利用停止）の規定により、当社が通知を行ったときは、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

3 契約者は、第 32 条（利用停止）第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により利用停止があった後に、当社が別に定める日までにその光ネットサービスの料金等を支払い、当社がその利用停止の解除を行った場合、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

（附帯サービスに関する料金の支払義務）

第 37 条の 3 契約者は、光ネットサービスに係る附帯サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する附帯サービスに関する料金を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

第 38 条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第 39 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 40 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 41 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合（閏年についても 365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 11 章 保守

（契約者の維持責任）

第 42 条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 43 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 44 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 33 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第 1 順位又は第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係のある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関設置されるもののもの 当社が別記 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関設置されるもの金融機関との契約に係るもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関設置されるもののもの（第 1 順位となるものを除きます）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 12 章 損害賠償

（責任の制限）

第 45 条 当社は、光ネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ネットサービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の光ネットサービスの利用料金（その光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

（1）料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により光ネットサービスの提供をしなかったときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しません。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

第 46 条 当社は、光ネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、別表に定める光ネットサービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、契約者が光ネットサービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。

4 当社は、契約者が光ネットサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

5 当社は、契約者が電子メールのために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

6 契約者が光ネットサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

7 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 13 章 雑則

(承諾の限界)

第 47 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 48 条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社に光ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

(5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

(6) 当社が別に定める台数を超えて光ネットサービスを同時に使用できる自営端末設備を設置しないこと。

(7) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(8) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で光ネットサービスを利用しないこと。

(9) 別記 11 に定める禁止事項に抵触しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したとき、若しくは電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装 置 種 別	費用の額 (1 装置・1 回につき)
カテゴリー 1 並びに 2 におけるプラン 1 の回線終端装置、カテゴリー 1 並びに 2 におけるプラン 2－3 の回線終端装置、カテゴリー 1 並びに 2 におけるプラン 2－2 の配線設備多重装置の宅内側装置及びホームゲートウェイ	21,000 円

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第 49 条 契約者は、当社が光ネットサービス契約に基づき設置した契約者回線等を契約者以外

の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第42条（契約者の維持責任）
 - イ 第43条（契約者の切分責任）
 - ウ 別記6（自営端末の設備の接続）
 - エ 別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
 - オ 別記8（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記9（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（サービスの提供範囲等）

第50条 当社は、この約款の規定による光ネットサービスを本邦内に限り提供します。

- 2 当社が提供する光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 3 契約者は、当社が別に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

（契約者回線等の設置場所の提供等）

第51条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

（契約者の氏名等の通知）

第51条の2 当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（協定事業者からの請求については、その協定事業者と光ネットサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者連絡先電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第51条の3 契約者は、当社が、光ネットサービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（契約者に係る情報の利用）

第51条の4 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（個人情報の共同利用）

第51条の5 契約者は、契約者に係る氏名、住所、連絡先電話番号及び生年月日並びに締結した光ネットサービス契約の内容及び契約状況等を、別に定める協定事業者が当社と提携して行う料金の割引等の提供、案内等に必要な範囲で、当社とその協定事業者との間で、当社の管理において共同利用することについて承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第 52 条 光ネットサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 6 から 10 に定めるところによります。

(注意喚起)

第 52 条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。）第 14 条第 1 項第 7 号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、その電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 53 条 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定する光ネットサービス取扱所において、光ネットサービスを利用する上で参考となる、別記 12 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第 54 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 光ネットサービスの提供区域

光ネットサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（富士川以西）

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8, 000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光ネットサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号。以下「工事担任者規則」といいます。）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

11 光ネットサービスにおける禁止事項

契約者は、光ネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- （1）他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- （2）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- （3）他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為。
- （4）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- （5）わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- （6）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- （7）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付行為の広告を行う行為。
- （8）法令を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）を開設し、又はこれを勧誘する行為）。
- （9）光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- （10）他人になりすまして光ネットサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- （11）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- （12）画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとするに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- （13）本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- （14）本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- （15）当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- （16）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- （17）違法行為（けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為。
- （18）人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- （19）人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。

- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (21) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、法令に違反する行為。
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為。

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

13 削除

14 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

15 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただきます場合があります。

16 削除

17 削除

18 特定情報サービス

- (1) 当社は、契約者から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス（当社が別に定める情報サービス（ソフトウェアの利用を含む）のうち、当社以外の者が、提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る特定情報利用者識別符号（特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をその契約者に付与します。
- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- (3) 契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、有料情報サービス（特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る情報サービス料（当社が別に定める料金とします。以下同じとします。）の課金を行います。
- (5) 当社は、情報サービス料については、その有料情報サービスの利用に係る光ネットサービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の1に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、その契約者に請求します。
- (6) (4) 及び (5) の場合において、当社が課金及び請求する情報サービス料は、当社の機器により計算します。

- (7) 当社が別に定める期間が経過しても徴収できない情報サービス料については、有料情報サービス提供者が回収することがあります。
- (8) 当社は、特定情報サービスの提供者（以下「特定情報提供者」といいます。）からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等をその特定情報提供者に通知することがあります。

19 特定情報サービスに係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

別表 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項

光ネットサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
30Mb/s、100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠
300Mb/s、1Gb/s		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光ネットサービスの料金及び工事に関する費用は、この光ネットサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその光ネットサービス契約に基づき支払う料金を料金月(1の暦日の起算日(当社が光ネットサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に光ネットサービスの提供の開始(付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始)があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に光ネットサービス契約の解除(付加機能又は端末設備等についてはその廃止)があったとき。
 - (3) 料金月の初日に光ネットサービスの提供を開始(付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始)し、その日に光ネットサービス契約の解除又は付加機能若しくは端末設備等の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に光ネットサービスの種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第35条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第35条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金、工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金、工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

11 第 35 条（利用料金の支払義務）から第 37 条の 3（附帯サービスに関する料金の支払義務）までの規定により料金表に定める料金、工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注 1）11 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注 2）この料金表において消費税相当額込（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注 3）この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 料金

第 1 利用料金

1 適用

区分	内容																								
(1) 品目等	ア 光ネットサービスには、次の品目があります。 <table> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>30Mb/s</td><td>最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>100Mb/s</td><td>最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>300Mb/s</td><td>最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>1Gb/s</td><td>最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの</td></tr> </table> 備考 1 300Mb/s及び1Gb/sの品目においては、カテゴリー 1 のプラン 1 のタイプ 2 及びプラン 2－3、カテゴリー 2 のプラン 1 及びプラン 2－3に限り、提供します。 2 30Mb/sの品目においては、カテゴリー 1 のプラン 1 に限り、提供します。 イ 光ネットサービスには、次表のとおり提供の形態による区別があります。 <table> <tr> <th>区別</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>カテゴリー 1</td><td>カテゴリー 2 以外のもの</td></tr> <tr> <td>カテゴリー 2</td><td>当社がホームゲートウェイを設置し、光ネットサービス、光電話サービス、パソコンセキュリティ、当社が別に定める初期訪問セットアップをセットで提供するもの</td></tr> </table> ウ 光ネットサービスには、次表のとおり各カテゴリーにおいて提供の形態による区分があります。 <table> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>プラン 1</td><td>プラン 2 以外のもの</td></tr> <tr> <td rowspan="3">プラン 2</td><td>プラン 2－1 当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもののうち、プラン 2－2 とプラン 2－3 以外のもの</td></tr> <tr> <td>プラン 2－2 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの</td></tr> <tr> <td>プラン 2－3 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td></tr> </table> 備考 1 プラン 2 のプラン 2－1 及びプラン 2－2 については、1 契約者グループに係る契約者回線の数 が 8 以上となるもの、プラン 2 のプラン 2－3 については、1 契約者グループに係る契約者回線の数 が 4 以上となるものに限り提供します。 2 1 契約者グループには、プラン 2－1、プラン 2－2 及びプラン 2－3	品目	内容	30Mb/s	最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	300Mb/s	最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの	区別	内容	カテゴリー 1	カテゴリー 2 以外のもの	カテゴリー 2	当社がホームゲートウェイを設置し、光ネットサービス、光電話サービス、パソコンセキュリティ、当社が別に定める初期訪問セットアップをセットで提供するもの	区分	内容	プラン 1	プラン 2 以外のもの	プラン 2	プラン 2－1 当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもののうち、プラン 2－2 とプラン 2－3 以外のもの	プラン 2－2 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの	プラン 2－3 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの
品目	内容																								
30Mb/s	最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの																								
100Mb/s	最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの																								
300Mb/s	最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの																								
1Gb/s	最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの																								
区別	内容																								
カテゴリー 1	カテゴリー 2 以外のもの																								
カテゴリー 2	当社がホームゲートウェイを設置し、光ネットサービス、光電話サービス、パソコンセキュリティ、当社が別に定める初期訪問セットアップをセットで提供するもの																								
区分	内容																								
プラン 1	プラン 2 以外のもの																								
プラン 2	プラン 2－1 当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもののうち、プラン 2－2 とプラン 2－3 以外のもの																								
	プラン 2－2 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの																								
	プラン 2－3 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの																								

	ン２－３とを同時に適用することはできません。 エ プラン１には、(9)電子メールに係る料金等の取り扱いに定めるとおり、タイプ１、タイプ２及びタイプ３があります。ただしカテゴリー２にはタイプによる区分はありません。
(2) 光ネットサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光ネットサービスの需要と供給の見込み等を考慮して光ネットサービス区域を設定します。
(3) 基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	ア 光ネットサービスについては、最低利用期間があるもの 及び異経路によるものを除いて基本契約期間があります。 イ 基本契約期間は光ネットサービスの提供を開始した日より１年間（閏年の日を含む期間についても３６５日、以下同じとします）とします。 ウ 利用サービスの変更があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る基本契約期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る基本契約期間の起算日とします。 エ アの適用を受けている契約者は、基本契約期間内に光ネットサービス契約を解除した場合は、第35条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、契約解除料として１料金月分の定額利用料等（定額利用料の基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料をあわせて、以下「定額利用料等」といいます。基本契約期間において、本約款の定め及び本約款以外で当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用を受けている場合はその減額適用後の定額利用料とします。）を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、本約款の定めにより他の契約解除料の支払いを要する場合（当社が別に定めるものに限りません。）又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。 オ 当社は、エに定める契約解除料について、利用日数に応じた日割はいたしません。 カ 基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(4) 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合の定額利用料の加算額の適用	契約者回線の終端がその收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の定額利用料の加算額は、契約者回線のうち、区域外線路について適用します。
(5) 契約者回線が異経路となる場合の定額利用料の加算額の適用	ア 区域外線路について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。
(6) 回線終端装置及び屋内配線の加算額の適用	回線終端装置及び屋内配線の利用料は、定額利用料の基本額に含みます。
(7) ホームゲートウェイの加算	ホームゲートウェイ利用料は、カテゴリー２に係る定額利用料の基本額に含みます。

額の適用																																																								
(8) 復旧等に伴い 収容サービス 取扱局又はそ の経路を変更 した場合の利 用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容サービス取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料（異経路の線路に係る加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の収容サービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。																																																							
(9) 電子メールに 係る料金等の 取り扱い	当社は、契約者から電子メールの利用の請求があった場合は、次により取り扱います。 ア 当社は、1 契約者回線につき、次の数のメールアドレスを割り当てます。 <table><tr><th rowspan="2">区別</th><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><th>標準数</th><th>最大数</th></tr><tr><td rowspan="4">カテゴリー 1</td><td rowspan="3">プラン 1</td><td>タイプ 1</td><td>1 のメール アドレス</td><td>1 のメール アドレス</td></tr><tr><td>タイプ 2</td><td>5 のメール アドレス</td><td>20 のメール アドレス</td></tr><tr><td>タイプ 3</td><td>30 のメール アドレス</td><td>50 のメール アドレス</td></tr><tr><td colspan="2">プラン 2</td><td rowspan="2">5 のメール アドレス</td><td rowspan="2">20 のメール アドレス</td></tr><tr><td rowspan="2">カテゴリー 2</td><td>プラン 1</td></tr><tr><td>プラン 2</td></tr></table> イ 1 メールアドレスについて蓄積できる通信の情報量及び保存期間は、次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">区別</th><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><th>標準数</th><th>最大数</th></tr><tr><td rowspan="4">カテゴリー 1</td><td rowspan="3">プラン 1</td><td>タイプ 1</td><td>100Mbyte</td><td rowspan="4">1000Mbyte 360日間</td></tr><tr><td>タイプ 2</td><td>60日間</td></tr><tr><td>タイプ 3</td><td>1000Mbyte 60日間</td></tr><tr><td colspan="2">プラン 2</td><td>100Mbyte</td></tr><tr><td rowspan="2">カテゴリー 2</td><td colspan="2">プラン 1</td><td rowspan="2">60日間</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">プラン 2</td></tr></table> ウ 当社は、蓄積された電子メールの読み出しの有無に係わらず保存期間経過後、消去します。 エ この欄による電子メールの利用に係る料金は 2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。 オ メールアドレスの追加、蓄積できる通信の情報量及び保存期間の増減を行った場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは当該月の最も多く利用した数に係る利用料の支払いを要します。また、利用日数に応じた日割はいたしません。 カ 当社は、光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者のメールアドレスを変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ契約者に通知します。 キ 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、契約者からの転送機能を継続して行うことについて、光ネットサービスの提供に重大な支障があると当社が認める場合は、当社はその契約者からの電子メールの転送を停止することが					区別	区分		内容		標準数	最大数	カテゴリー 1	プラン 1	タイプ 1	1 のメール アドレス	1 のメール アドレス	タイプ 2	5 のメール アドレス	20 のメール アドレス	タイプ 3	30 のメール アドレス	50 のメール アドレス	プラン 2		5 のメール アドレス	20 のメール アドレス	カテゴリー 2	プラン 1	プラン 2	区別	区分		内容		標準数	最大数	カテゴリー 1	プラン 1	タイプ 1	100Mbyte	1000Mbyte 360日間	タイプ 2	60日間	タイプ 3	1000Mbyte 60日間	プラン 2		100Mbyte	カテゴリー 2	プラン 1		60日間		プラン 2	
区別	区分		内容																																																					
			標準数	最大数																																																				
カテゴリー 1	プラン 1	タイプ 1	1 のメール アドレス	1 のメール アドレス																																																				
		タイプ 2	5 のメール アドレス	20 のメール アドレス																																																				
		タイプ 3	30 のメール アドレス	50 のメール アドレス																																																				
	プラン 2		5 のメール アドレス	20 のメール アドレス																																																				
カテゴリー 2	プラン 1																																																							
	プラン 2																																																							
区別	区分		内容																																																					
			標準数	最大数																																																				
カテゴリー 1	プラン 1	タイプ 1	100Mbyte	1000Mbyte 360日間																																																				
		タイプ 2	60日間																																																					
		タイプ 3	1000Mbyte 60日間																																																					
	プラン 2		100Mbyte																																																					
カテゴリー 2	プラン 1		60日間																																																					
	プラン 2																																																							

	あります。 ク 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（ウの規定により電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害及びカの規定により現に蓄積している通信の情報の転送の停止又は消去、若しくは電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。 ケ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。						
(10) 削除	削除						
(11) 固定ＩＰアドレス機能追加サービスに関する料金等の適用	ア 固定ＩＰアドレス機能追加サービスを利用した場合は、２（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。 ただし、この固定ＩＰアドレス機能追加サービスは、カテゴリー１のプラン１のタイプ２及びカテゴリー１のプラン２に限り提供します。 イ 当社は、１の契約者回線につき１の固定したＩＰアドレスを付与します。 ウ 次の場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>利用料の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（ア） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td><td>当該月分の利用料の支払いを要しません。</td></tr> <tr> <td>（イ） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったとき</td><td>当該月分の利用料の支払いを要します。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	利用料の取扱い	（ア） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。	（イ） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。
区 分	利用料の取扱い						
（ア） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。						
（イ） 固定ＩＰアドレス機能追加サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。						
(12) 削除	削除						
(13) 削除	削除						
(14) 長期継続利用申出に係る料金の適用（得得だがね）	ア 当社は、契約者（ただし、30Mb/sの品目の契約者を除きます。）から次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合（ただし、品目等の変更又は利用サービスの変更により光ネットサービス契約約款または光ネットアクセスサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目から30Mb/s以外の品目へ変更する場合には、長期継続利用の申出があったものとみなします。）には、光ネットサービスの提供を開始した日（以下この欄において「サービス開始日」といいます。）から、サービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日まで（ただし、品目等の変更又は利用サービスの変更により光ネットサービス契約約款または光ネットアクセスサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目から30Mb/s以外の品目へ変更する場合には、30Mb/s以外の品目へ変更した日からサービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日までとし、サービス開始日以降に長期継続利用の申出があった場合は、申出があった日の翌料金月の初日からサービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日までとします。） 、定額利用料等について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし、料金月の初日以外の日にこの減額が開始又は終了する料金月については、同表の右欄に規定する額をその減額に係る日数に応じて日割します。						

	継続して利用する期間	定額利用料等の減額																
	サービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日まで	定額利用料等に0.15を乗じて得た額																
イ アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。 ウ 光ネットサービスの品目等の変更により長期継続利用期間の起算日は変更しません。 エ 利用サービスの変更に伴い、契約者から長期継続利用の継続の申出があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービス（光ネットアクセスサービス契約約款又は光ネットサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目の契約者は除きます。）に係る長期継続利用期間の起算日とします。 オ 長期継続利用期間の満了前に長期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合には、契約解除料として1料金月分の定額利用料等（長期継続利用期間において、本約款の定め及び本約款以外で当社が別に定めるところにより定額利用料等の減額適用を受けている場合はその減額適用後の定額利用料等とします。）を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、本約款の定めにより他の契約解除料の支払いを要する場合（当社が別に定めるものに限りません。）又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。 カ 当社は、オに定める契約解除料について、利用日数に応じた日割はいたしません。 キ 長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、契約解除料として、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>区別及び区分</th><th>契約解除料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">100Mb/s</td><td>カテゴリー1のプラン1のタイプ1、カテゴリー1のプラン1のタイプ2又はカテゴリー2のプラン1に係るもの</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>カテゴリー1のプラン1のタイプ3に係るもの</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>カテゴリー1のプラン2又はカテゴリー2のプラン2に係るもの</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>300Mb/s</td><td>カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>1Gb/s</td><td>カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table> ク 本欄の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限りません。 ケ 長期継続利用申出に係る料金の適用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。			品目	区別及び区分	契約解除料	100Mb/s	カテゴリー1のプラン1のタイプ1、カテゴリー1のプラン1のタイプ2又はカテゴリー2のプラン1に係るもの	5,000円	カテゴリー1のプラン1のタイプ3に係るもの	8,000円	カテゴリー1のプラン2又はカテゴリー2のプラン2に係るもの	4,000円	300Mb/s	カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの	6,000円	1Gb/s	カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの	8,000円
品目	区別及び区分	契約解除料																
100Mb/s	カテゴリー1のプラン1のタイプ1、カテゴリー1のプラン1のタイプ2又はカテゴリー2のプラン1に係るもの	5,000円																
	カテゴリー1のプラン1のタイプ3に係るもの	8,000円																
	カテゴリー1のプラン2又はカテゴリー2のプラン2に係るもの	4,000円																
300Mb/s	カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの	6,000円																
1Gb/s	カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの	8,000円																
(15) 契約者グループの契約者回線数に関する料金の適用	ア プラン2の契約者グループの契約者回線（ただし当社が別に定める電気通信サービスの契約者回線を含みます。）の数が暦月の末日において次表の左欄となった場合には、そのことを当社がその契約者回線に係る契約者全員に通知した日の属する料金月より、その契約者グループにつ																	

	いては、定額利用料から同表の右欄に規定する額を減額（以下この欄において「大口割引」といいます。）します。 <table border="1" data-bbox="512 284 1433 432"> <tr> <th data-bbox="512 284 820 360">契約者グループの 契約者回線数</th><th data-bbox="820 284 1433 360">定額利用料の減額 (1 契約者回線ごとに月額)</th></tr> <tr> <td data-bbox="512 360 820 432">1 2 以上見込まれる もの</td><td data-bbox="820 360 1433 432">5 0 0 円</td></tr> </table> イ 大口割引を適用している契約者グループの暦月の末日における契約者回線の数が2ヶ月間連続して、上記アの表の左欄に該当しなくなった場合には、そのことを当社がその契約者回線に係る契約者全員に通知した日以降に起算日が到来する料金月から、その契約者グループには大口割引を適用しません。 ウ 既に大口割引を適用している契約者グループへ新たに加わった契約者が光ネットサービスの提供を開始した場合、光ネットサービス開始日の属する料金月より大口割引の減額を適用し、利用日数に応じて日割りします。 エ 大口割引を適用している契約者グループに属する契約者が(13)長期継続利用申出に係る料金の適用を受けている場合は、長期継続利用による定額利用料の減額後の料金額に、大口割引を適用します。 オ 大口割引を適用している契約者グループに属する契約者が(16)継続利用経過期間に係る料金の適用を受けている場合は、継続利用経過期間による定額利用料の減額後の料金額に、大口割引を適用します。 カ 大口割引を適用している契約者グループに属する契約者が光ネットサービス契約を解除した場合、解除のあった日の属する料金月については、大口割引による減額はその利用日数に応じて日割します。	契約者グループの 契約者回線数	定額利用料の減額 (1 契約者回線ごとに月額)	1 2 以上見込まれる もの	5 0 0 円
契約者グループの 契約者回線数	定額利用料の減額 (1 契約者回線ごとに月額)				
1 2 以上見込まれる もの	5 0 0 円				
(16) 電子メールに係るウイルスチェック機能及び迷惑メール対策機能の取り扱い	ア 当社は、光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メール（別に定める契約者に係る電子メールを除きます。以下本欄において同じとします。）に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除等を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、このソフトウェアに係るウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 イ 当社は、光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールについて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報及び、件名に迷惑メールであることを付記する事や、契約者へ迷惑メールの配送の防止等を行います。 ウ 本機能は、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェック及び迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。				

(17) 継続利用経過期間に係る料金の適用 (ちょ～割)	ア 当社は、光ネットサービス（(14)長期継続利用申出に係る料金の適用を受けている契約者及び30Mb/sの品目の契約者を除きます。）の提供を開始した日を起算日として、次表の左欄に規定する経過期間に該当する場合は、定額利用料等について、同表の右欄に規定する額を減額します。 ただし、料金月の初日以外の日はこの経過期間が開始又は終了する（経過期間の区分変更を含む。）料金月については、同表の右欄に規定する額をその経過期間の区分毎の減額に係る日数に応じて日割します。 <table border="1" data-bbox="523 504 1428 766"> <tr> <th>経過期間</th><th>定額利用料等の減額</th></tr> <tr> <td>起算日を含む366日目から730日目までの期間</td><td>定額利用料等に0.1を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>起算日を含む731日目以降の期間</td><td>定額利用料等に0.15を乗じて得た額</td></tr> </table> イ アの表の左欄に規定する経過期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。 ウ 利用サービスの変更があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係るこの欄のアの経過期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る継続利用経過期間に係る料金の適用に関する経過期間の起算日とします。	経過期間	定額利用料等の減額	起算日を含む366日目から730日目までの期間	定額利用料等に0.1を乗じて得た額	起算日を含む731日目以降の期間	定額利用料等に0.15を乗じて得た額				
経過期間	定額利用料等の減額										
起算日を含む366日目から730日目までの期間	定額利用料等に0.1を乗じて得た額										
起算日を含む731日目以降の期間	定額利用料等に0.15を乗じて得た額										
(18) パソコン向けセキュリティ対策サービスに係る料金等の適用	ア パソコン向けセキュリティ対策サービスを利用する場合には、2（料金額）に規定する付加機能利用料のパソコン向けセキュリティ対策サービス利用料を適用します。 ただし、契約する区別により提供するパソコン向けセキュリティ対策サービスの内容が異なります。 <table border="1" data-bbox="523 1205 1428 1568"> <tr> <th>区別</th><th>提供サービス</th></tr> <tr> <td>(ア) カテゴリー1</td><td>トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</td></tr> <tr> <td>(イ) カテゴリー2</td><td>マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェア（パソコンセキュリティといいます）のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</td></tr> </table> イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が別に定めるところ及びトレンドマイクロ株式会社又はマカフィー株式会社とのエンドユーザライセンス契約によります。 ウ カテゴリー1に係るものについては、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。 <table border="1" data-bbox="523 1787 1428 2000"> <tr> <th>区分</th><th>利用料の取扱い</th></tr> <tr> <td>(ア) パソコン向けセキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき（当該月にそのパソコンセキュリティサービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td><td>当該月分の利用料の支払いを要しません。</td></tr> </table>	区別	提供サービス	(ア) カテゴリー1	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	(イ) カテゴリー2	マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェア（パソコンセキュリティといいます）のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	区分	利用料の取扱い	(ア) パソコン向けセキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき（当該月にそのパソコンセキュリティサービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。
区別	提供サービス										
(ア) カテゴリー1	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの										
(イ) カテゴリー2	マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェア（パソコンセキュリティといいます）のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの										
区分	利用料の取扱い										
(ア) パソコン向けセキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき（当該月にそのパソコンセキュリティサービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。										

	<table border="1"> <tr> <td>(イ) パソコン向けセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき</td><td>当該月分の利用料の支払いを要します。</td></tr> </table> エ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルス検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。 オ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 カ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については責任を負わないものとします。	(イ) パソコン向けセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。				
(イ) パソコン向けセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。						
(19) 高速無線 LAN 機能追加サービスに係る料金等の適用	ア 高速無線 LAN 機能追加サービスを利用した場合は、2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。 ただし、この高速無線 LAN 機能追加サービスは、カテゴリ 2 に限り提供し、またカテゴリ 2 の 300Mb/s 及び 1Gb/s 品目については標準で提供するものとします。 イ 当社は、1 の契約者回線につき 1 の高速無線 LAN 機能を付与します。 ウ 利用料の取扱いは、料金表通則の規定にかかわらず、次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>利用料の取扱い</th></tr> <tr> <td>(ア) 高速無線 LAN 機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td><td>当該月分の利用料の支払いを要しません。</td></tr> <tr> <td>(イ) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったとき</td><td>当該月分の利用料の支払いを要します。</td></tr> </table>	区 分	利用料の取扱い	(ア) 高速無線 LAN 機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。	(イ) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。
区 分	利用料の取扱い						
(ア) 高速無線 LAN 機能追加サービスの提供の開始があったとき（当該月にその高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。						
(イ) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。						
(20) 定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	ア 30Mb/s の品目については、定期契約期間があります。 イ 定期契約期間は 30Mb/s の品目の提供を開始した日（その定期契約期間がエの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月（以下「起算月」といいます。）から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。 ウ 光ネットアクセスサービス契約約款の料金表に規定する 30Mb/s の品目の契約者について、利用サービスの変更により光ネットサービスに規定する 30Mb/s の品目の提供を行う場合は、当社は、解除があった光ネットアクセスサービスに係る定期契約期間の起算月を、新たに提供する光ネットサービスに係る定期契約期間の起算月とします。 エ 当社は、イの規定により定期契約期間が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に定期契約期間を更新します。 オ 30Mb/s の品目の契約者は、更新日を含む料金月以外の月に光ネットサービス契約を解除した場合は、第 35 条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、契約解除料として 1 料金月分の定額利用料等（定期契約期間内において、本約款の定め及び本約款以外で当社が別に定めるところにより定額利用料等の減額適用を受けている場合はそ						

	の減額適用後の定額利用料等とします。)を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、光ネットサービスの品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合、本約款の定めにより他の契約解除料の支払いを要する場合（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。 カ 当社は、サに定める契約解除料について、利用日数に応じた日割はいたしません。 キ 定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。																				
(21) 長期定期継続利用申出に係る料金の適用 (つづけ得※自動更新タイプ)	ア 当社は、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期定期継続利用」といいます。）の申出を行った契約者に対し、申出のあった日の翌料金月から、その料金月の 35か月後の料金月までの期間（以下この欄において「長期定期継続利用期間」といいます。）における定額利用料等について、同表の右欄に規定する額を減額します。 <table><tr><th>継続して利用する期間</th><th>区分</th><th>定額利用料等の減額</th></tr><tr><td rowspan="2">継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで</td><td>カテゴリー 1</td><td>定額利用料等に 0.20 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>カテゴリー 2</td><td>定額利用料等に 0.25 を乗じて得た額</td></tr></table> イ アの表の左欄に規定する期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。 ウ 当社は、アの適用を受けている期間において、14欄及び17欄による定額利用料等の減額適用を行いません。 エ 当社は、アの規定により長期定期継続利用期間が満了した場合は、長期定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日に長期定期継続利用契約期間を更新します。 オ 長期定期継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合には、契約解除料として1料金月分の定額利用料等（長期定期継続利用期間内において、本約款の定め及び本約款以外で当社が別に定めるところにより定額利用料等の減額適用を受けている場合はその減額適用後の定額利用料等とします。）を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、本約款の定めにより他の契約解除料の支払いを要する場合（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。 カ 当社は、オに定める契約解除料について、利用日数に応じた日割はいたしません。 キ 長期定期継続利用期間の満了前に長期定期継続利用の廃止があった場合には、契約解除料として、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 <table><tr><th>区別</th><th>長期定期継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合</th><th>長期定期継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合</th><th>長期定期継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合</th></tr><tr><td>カテゴリー1</td><td>12,000円</td><td>8,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>カテゴリー2</td><td>24,000円</td><td>16,000円</td><td>8,000円</td></tr></table>	継続して利用する期間	区分	定額利用料等の減額	継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	カテゴリー 1	定額利用料等に 0.20 を乗じて得た額	カテゴリー 2	定額利用料等に 0.25 を乗じて得た額	区別	長期定期継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	長期定期継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	長期定期継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合	カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円	カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円
継続して利用する期間	区分	定額利用料等の減額																			
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	カテゴリー 1	定額利用料等に 0.20 を乗じて得た額																			
	カテゴリー 2	定額利用料等に 0.25 を乗じて得た額																			
区別	長期定期継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	長期定期継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	長期定期継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合																		
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円																		
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円																		

	ク 長期定期継続利用申出に係る料金の適用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
--	--

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

品目	区別	区分		料金額 (1 契約者回線ごとに月額)
30Mb/s	カテゴリー 1	プラン 1 に 係るもの	タイプ 1 (ホーム ライト)	3, 8 0 9 円
100Mb/s	カテゴリー 1	プラン 1 に 係るもの	タイプ 1 (ホーム エコノミー)	5, 5 0 0 円
			タイプ 2 (ホーム スタンダード)	5, 7 0 0 円
			タイプ 3 (オフィス)	1 0, 5 0 0 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－1 (マンション L)	3, 8 0 0 円
			プラン 2－2 (マンション V)	3, 8 0 0 円
			プラン 2－3 (マンション F)	4, 9 0 0 円
	カテゴリー 2	プラン 1 に係るもの (プラス・ホーム)		6, 7 0 1 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－1 (プラス・マンション L)	4, 8 0 7 円
			プラン 2－2 (プラス・マンション V)	4, 8 1 0 円
			プラン 2－3 (プラス・マンション F)	5, 9 0 8 円
300Mb/s	カテゴリー 1	プラン 1 に 係るもの	タイプ 2 (ホーム 300 メガ)	7, 3 0 0 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－3 (マンション F 300 メガ)	6, 9 0 0 円
	カテゴリー 2	プラン 1 に 係るもの	タイプ 2 (プラス・ホーム 300 メガ)	7, 8 2 1 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－3 (プラス・マンション F 300 メガ)	7, 4 2 9 円
1Gb/s	カテゴリー 1	プラン 1 に 係るもの	タイプ 2 (ホーム 1 ギガ)	1 1, 0 0 0 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－3 (マンション F 1 ギガ)	1 0, 8 0 0 円
	カテゴリー 2	プラン 1 に 係るもの	タイプ 2 (プラス・ホーム 1 ギガ)	1 1, 4 5 1 円
		プラン 2 に 係るもの	プラン 2－3 (プラス・マンション F 1 ギガ)	1 1, 2 7 1 円
備考				
1 契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。） の数は、カテゴリー 1 のプラン 1 のタイプ 1 に係るもの（ただし、30Mb/s の品目は除きま				

す。)にあっては1まで、カテゴリー1のプラン1のタイプ3に係るものにあっては合わせて最大10までとさせていただきます。なお、カテゴリー1のプラン1のタイプ1に係るもの(30Mb/sの品目に限ります。)、カテゴリー1のプラン1のタイプ2に係るもの、カテゴリー1のプラン2に係るもの及びカテゴリー2に係るものにあっては制限を設けません。	
2	カテゴリー1及び2におけるプラン2-1、プラン2-2において、契約者グループに属する契約者回線の数が増えた回数となった場合であって、そのことを当社がその契約者回線に係る契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月後以降に起算日が到来する料金月から、その光ネットサービスの利用料金はカテゴリー1のプラン1のタイプ3の料金額を適用します。
3	通信の着信先は同時に1つまでとさせていただきます。

2-1-2 加算額

(1) 端末設備に係る加算額

料 金 種 別		料 金 額 (1 装置ごとに月額)
配線設備多重装置利用料 (マンションV)	契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置	400円
削除	削除	削除
削除		削除
備考		
1 配線設備多重装置は、カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-2に係る契約に限り提供します。		
2 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離若しくは設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する場合又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。		
3 配線設備多重装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。		
4 削除		
5 削除		

(2) 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合((3)に該当する場合を除きます。)の加算額

料 金 種 別	料 金 額 (1 契約者回線につき 100mまでごとに月額)
区域外線路	1,500円

(3) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の計算方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。	

2-2 付加機能利用料

2-2-1 固定IPアドレス機能追加サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額（月額）
固定 I P アドレス機能追加サービス利用料	1 I P アドレスごとに	4, 0 0 0 円

2－2－2 パソコン向けセキュリティ対策サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額（月額）
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	4 2 0 円
マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 契約者回線ごとに	定額利用料の基本額に含みます。

2－2－3 電子メールサービス利用料

区 分	単 位	料 金 額（月額）
メールアドレス追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1 メールアドレス追加ごとに	1 0 0 円
メールボックス容量追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1 メールアドレスにつき 100M B 追加ごとに	1 0 0 円
メール保存期間延長利用料	180 日	無料
	360 日	無料

2－2－4 高速無線 LAN 機能追加サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額（月額）
高速無線 LAN 機能追加サービス利用料（1 1 n プラス）	1 契約者回線ごとに	2 0 0 円
備考 1Gb/s 及び 300Mb/s 品目については定額利用料の基本額に含みます。		

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	ア 当社が光ネット申込を承諾し、申込者と光ネットサービス契約の締結を行うとき、2（料金額）に規定する契約事務手数料を適用します。 イ 契約者からの請求により、契約者回線等の利用の一時中断を行うとき、2（料金額）に規定する契約事務手数料を適用します。なお、利用の一時中断の期間が経過し再び利用を開始するときは、契約事務手数料の支払を要しません。 ウ 契約者からの請求により、品目等の変更、利用サービスの変更、付加機能の提供、既に提供している付加機能の内容の変更を行うとき、2（料金額）に規定する変更事務手数料を適用します。 エ 契約者からの請求により、契約者回線等の移転を行うとき、2（料金額）に規定する移転事務手数料を適用します。 オ 削除 カ 契約者は、光ネットサービスに関する料金について、請求書（振込用紙）によって支払うときは、当社が請求書（振込用紙）を発送する毎に、当社が別に定める場合を除き、2（料金額）に規定する請求書送付手数料を適用します。なお、適用の単位は1料金月内の送付を合算して1送付とします。 キ 契約者は第20条（当社が行う光ネットサービス契約の解除）または第32条（利用停止）の規定により、当社が通知を行ったときは、当社が別に定める場合を除き、2（料金額）に規定する通知事務手数料を適用します。 ク 契約者は、第32条（利用停止）第1項第1号又は第2号の規定により利用停止があつた後に、当社が別に定める日までにその光ネットサービスの料金等を支払い、当社がその利用停止の解除を行ったときは、当社が別に定める場合を除き、2（料金額）に規定する利用停止解除事務手数料を適用します。
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 契約ごとに	700円
変更事務手数料	1 変更ごとに	3,000円
移転事務手数料	1 契約ごとに	700円
削除	削除	削除
請求書送付手数料	1 送付ごとに	400円
通知事務手数料	1 通知ごとに	200円
利用停止解除事務手数料	1 解除ごとに	300円
備考		
カテゴリー1のプラン1のタイプ1とタイプ2との相互の変更については変更事務手数料を適用しません。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費 1 適用

工 事 費 の 適 用													
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び付加機能工事費を合計して算定します。												
(2) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び付加機能工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び付加機能工事費は、次の工事について適用します。												
	<table><tr><th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>サービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。</td></tr><tr><td>イ 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事について適用します。</td></tr><tr><td>ウ 屋内配線工事費</td><td>引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。</td></tr><tr><td>エ 機器工事費</td><td>配線設備多重装置の工事について適用します。</td></tr><tr><td>オ 付加機能工事費</td><td>付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。</td></tr></table>	工事の区分	適 用	ア 交換機等工事費	サービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事について適用します。	ウ 屋内配線工事費	引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。	エ 機器工事費	配線設備多重装置の工事について適用します。	オ 付加機能工事費	付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。
	工事の区分	適 用											
	ア 交換機等工事費	サービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。											
	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事について適用します。											
	ウ 屋内配線工事費	引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。											
	エ 機器工事費	配線設備多重装置の工事について適用します。											
オ 付加機能工事費	付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。												
(3) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付に関する工事について適用します。												
(4) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。												
(5) 契約者回線等の廃止に係る工事費の適用	光ネットサービス契約の解除に伴い、当社が提供する契約者回線等を廃止する工事について適用します。												
(6) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。												

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
交換機等工事費		1 契約者回線ごとに	3, 000円
回線終端装置工事費	プラン1の場合	1 契約者回線ごとに	8, 000円
	プラン2-1及びプラン2-2の場合	1 契約者回線ごとに	6, 000円
	プラン2-3の場合	1 契約者回線ごとに	8, 000円
屋内配線工事費	プラン1の場合	1 契約者回線ごとに	14, 000円

	プラン 2－1 及びプラン 2－2 の場合	1 契約者回線ごとに	3, 0 0 0 円
	プラン 2－3 の場合	1 契約者回線ごとに	1 4, 0 0 0 円
端末設備工事費	プラン 2－2 の場合	1 契約者回線ごとに	6, 0 0 0 円
付加機能工事費	固定 I P アドレス機能	1 契約者回線ごとに	3, 0 0 0 円
	高速無線 L A N 機能	1 契約者回線ごとに	1, 5 0 0 円
契約者回線等の廃止に係る工事費			別に定める実費
備考 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。 2 同一建物内における屋内配線及び回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。 3 カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 に適用します。 4 当社は、契約者回線等の廃止に係る工事費について、契約者から当社が別に定める方法の適用の申し出があった場合には、契約者回線等の廃止に係る工事費を免除します。			

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに光ネットサービス契約を締結して、同一場所で光ネットサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 線路設置費の額 (残額がある時に限ります。) ＝ 新たに提供を受ける光ネットサービスの線路設置費の額 － 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	移転後の契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア その収容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域内において新設した線路 イ その収容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路

2 線路設置費の額

2-1 2-2 以外の場合

区 分	線路設置費の額 (1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに)
線路設置費	100,000円

2-2 契約者回線が異経路となる場合

区 分	線路設置費の額
線路設置費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 附帯サービスに関する料金の適用	ア 契約者からの請求により、その光ネットサービス（100Mbpsの 카테고리 1 のプラン1のタイプ3を除きます。）に関する料金について、利用明細書等の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する明細書送付手数料（タイプ1）を適用します。 イ 契約者からの請求により、その光ネットサービス（100Mbpsの 카테고리 1 のプラン1のタイプ3に限ります。）に関する料金について、利用明細書の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する明細書送付手数料（タイプ2）を適用します。 ウ 契約者からの請求により、その光ネットサービス（100Mbpsの 카테고리 1 のプラン1のタイプ3に限ります。）に関する料金について、口座振替のお知らせ等の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する口座振替送付手数料を適用します。

2 料金額

区 分		単 位	料金額
明細書送付手数料	タイプ1	1 料金月ごとに	300円
	タイプ2	1 料金月ごとに	200円
口座振替送付手数料		1 料金月ごとに	200円
備考 上記の手数料には郵送料（実費）を含みます。			

附則（平成１４年１０月２５日ひ力発第１号、第２号）

（実施期日）

第１条 この約款は、平成１４年１１月１日から実施します。ただし、光ネットサービスの提供開始は平成１４年１１月２７日からとします。

（特例措置）

第２条 平成１４年１１月１日から平成１４年１１月２６日までの間に光ネット申込をし、かつ平成１５年３月３１日までに光ネットサービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（１）利用料金について、提供開始日より１ヶ月間無償とします。なお、１ヶ月間とは、提供開始日が属する暦月の日数をいいます。

（２）プラン１のタイプ１及びタイプ２に係る新規契約に伴う工事費について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和２７年法律第１７８号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日をいいます。）を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から１０，０００円を減額します。

附則（平成１４年１１月２０日ひ力発第３号、第４号）

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１４年１１月２７日から実施します。

（特例措置）

第２条 前条にかかわらず、附則（平成１４年１０月２５日ひ力発第１号、第２号）第２条を次のとおり変更し、平成１４年１１月１日から適用します。

（特例措置）

第２条 平成１４年１１月１日から平成１５年１月１５日までの間に光ネット申込をし、かつ平成１５年４月３０日までに光ネットサービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

（１）利用料金について、提供開始日より１ヶ月間無償とします。なお、１ヶ月間とは、提供開始日が属する暦月の日数をいいます。

（２）プラン１のタイプ１及びタイプ２に係る新規契約に伴う工事費について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和２７年法律第１７８号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日をいいます。）を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から１０，０００円を減額します。

附則（平成１５年３月１２日ひ力発第１０号）

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１５年３月２０日から実施します。

（特例措置）

第２条 前条にかかわらず、附則（平成１４年１１月２０日ひ力発第３号、第４号）第２条は、なお効力を有するものとする。

２ 平成１５年３月２０日から平成１５年５月１０日までの間に光ネット申込をした契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（３親等以内の親族を含みます。）を除きます。）、及び平成１５年３月１９日以前に光ネット申込をし、平成１５年３月２０日以降にサービス提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（３親等以内の親族を含みます。）を除きます。）には次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（３親等以内の親族を含みます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間（当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。）は無償とします。
- 3 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則（平成15年6月3日ひ力発第6号）

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成15年6月10日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成15年6月10日から平成15年8月20日までの間に光ネット申込をした契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）を除きます。）、及び平成15年6月9日以前に光ネット申込をし、平成15年6月10日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間（当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。）は無償とします。
- 2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則（平成15年7月25日ひ力発第15号、第16号）

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成15年8月1日から実施します。ただし、固定IPアドレスサ

ービスの提供開始は平成15年9月1日からとします。

附則（平成15年8月14日ひ力発第21号）

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成15年8月21日から実施します。

（特例措置）

第2条 前条にかかわらず、附則（平成15年6月3日ひ力発第6号）第2条を次のとおり変更し、平成15年6月10日から適用します。

（特例措置）

第2条 平成15年6月10日から平成15年9月30日までの間に光ネット申込をした契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）を除きます。）、及び平成15年6月9日以前に光ネット申込をし、平成15年6月10日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- （1）プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （2）プラン2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （3）プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間（当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。）は無償とします。

2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則（平成15年10月9日ひ力発第27号）

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成15年10月16日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成15年10月16日から平成16年1月30日までの間に光ネット申込をした契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）、及び平成15年10月16日以前に光ネット申込をし、平成15年10月16日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3

親等以内の親族を含みます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、無償とします。

(注) 引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事等特別な工事を要する場合には、当該の実費を支払っていただきます。

- (2) プラン1及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間(当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。)は無償とします。

2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成16年1月21日ひ力発第32号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月1日から実施します。

附則(平成16年1月26日ひ力発第35号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月2日から実施します。

附則(平成16年2月10日ひ力発第37号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月16日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成16年2月16日から平成16年5月14日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)、及び平成16年2月15日以前に光ネット申込をし、平成16年2月16日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(注) ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。

2 前項の特例措置を受ける契約者限り、最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、プラン2-1のタイプ2又はプラン2-2のタイプ2を適用している契約者グループに属する契約者については、光ネットサービスの提供を開始した日の翌料金月もプラン2-1のタイプ1又はプラン2-2のタイプ1の料金額を適用します。

4 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成16年2月23日ひ力発第39号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年4月19日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年6月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)、及び平成16年5月31日以前に光ネット申込をし、平成16年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1のタイプ1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日の翌料金月から12ヶ月間は1,420円を減額します。ただし、本減額を適用する期間内に、当該光ネットサービス契約の解除があった場合には、解除があった日を含む料金月については本減額をその利用日数に応じて日割します。

なお、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年6月1日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する料金月まで受けることができます。ただし、契約変更(解除及び新規契約を含む)のあった料金月における定額利用料の減額は利用日数に応じて日割します。

(4) プラン1のタイプ2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日の翌料金月から12ヶ月間は1,500円を減額します。ただし、本減額を適用する期間内に、当該光ネットサービス契約の解除があった場合には、解除があった日を含む料金月については本減額をその利用日数に応じて日割します。

なお、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年6月1日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する料金月まで受けることができます。ただし、契約変更(解除及び新規契約を含む)のあった料金月における定額利用料の減額は利用日数に応じて日割します。

(5) プラン1のタイプ3及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(注) ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。

2 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン1のタイプ3及びプラン2に属する契約者に限り、最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者については、光ネットサービスの提供を開始した日の翌料金月については(15)欄により定額利用料を減額しません。

4 第1項第3号又は第4号の特例措置を受ける契約者が料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を受ける場合は、(14)欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(経過措置)

第3条 平成16年5月31日までに光ネット申込をした契約者は、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用の申出があり、かつ、同欄の適用に限り長期継続利用期間が満了しているものとみなします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年10月18日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年1月31日までに光ネット申込をし、平成16年10月18日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1のタイプ1に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間（365日とします。）に限り、1料金月毎に1,420円を減額します。ただし、次に定める場合（別に定める場合を除きます。）には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則（平成16年10月18日）第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

(4) プラン1のタイプ2に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間（365日とします。）に限り、1料金月毎に1,500円を減額します。ただし、次に定める場合（別に定める場合を除きます。）には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービ

ス契約約款における附則（平成１６年１０月１８日）第２条第１項第３号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

- （５）プラン１のタイプ３の定額利用料（ルータ機能付第１種ＩＰ電話サービス対応装置利用料を除きます。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間は無償とします。
- （６）プラン２の定額利用料（ルータ機能付第１種ＩＰ電話サービス対応装置利用料を除きます。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間は無償とします。
- ２ 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン１のタイプ３に属する契約者については最低利用期間を２ヶ月間（当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。）とします。また、前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン２に属する契約者については最低利用期間を４ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から３ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。
- ３ 第１項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第１表第１の１（適用）の（１５）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から４料金月間は（１５）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- ４ 第１項第３号又は第４号の特例措置を受ける契約者が料金表第１表第１の１（適用）の（１４）欄の適用を受ける場合は、（１４）欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。
- ５ 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１６年１１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１７年１月１２日から実施します。

附則

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１７年２月１０日から実施します。

第２条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成１７年２月１４日から実施します。

（特例措置）

第２条 平成１７年５月１０日までに光ネット申込をし、平成１７年２月１４日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（３親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（３親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合

をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1のタイプ1に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間（365日とします。）に限り、1料金月毎に1,420円を減額します。ただし、次に定める場合（別に定める場合を除きます。）には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則（平成17年2月14日）第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

- (4) プラン1のタイプ2に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間（365日とします。）に限り、1料金月毎に1,500円を減額します。ただし、次に定める場合（別に定める場合を除きます。）には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則（平成17年2月14日）第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

- (5) プラン1のタイプ3の定額利用料（ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。
- (6) プラン2の定額利用料（ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン1のタイプ3に属する契約者については最低利用期間を2ヶ月間（当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。）とします。また、前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン2に属する契約者については最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により

算定します。)とします。

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項第3号又は第4号の特例措置を受ける契約者が料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を受ける場合は、(14)欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年6月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年8月19日までに光ネット申込をし、平成17年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
 - 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
 - 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄に

より定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

第3条 平成17年5月31日までに料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄（長期継続利用申出に係る料金の適用）を申し込まれた契約者については、次の特例措置を実施します。

（1）料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄のアを次のとおり読み替えます。

ア 当社は、契約者から次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、申出のあった日の翌料金月（光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、光ネットサービスの提供を開始した日（以下この欄において「サービス開始日」といいます。）とします。）から、長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の12ヶ月後の料金月の末日まで（光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、サービス開始日から365日後までとします。）、定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、以下この欄においては同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし、料金月の初日以外の日にこの減額が開始又は終了する料金月については、同表の右欄に規定する額をその減額に係る日数に応じて日割します。

継続して利用する期間	定額利用料の減額
長期継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む料金月の12ヶ月後の料金月の末日まで（光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、光ネットサービスの提供を開始した日から365日後までとします。）	定額利用料に 0.15を乗じて得た額

（2）料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用期間の満了後は、料金表第1表第1の1（適用）の（17）欄（継続利用経過期間に係る料金の適用）のアの表の経過期間のうち、起算日を含む731日目以降の期間に該当するものとする。

第4条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成17年9月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成17年12月26日までに光ネット申込をし、平成17年9月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

（1）プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、以下）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、

午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年3月31日までに光ネット申込をし、平成18年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜

日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成18年2月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成17年12月31日までに光ネット申込をし、平成18年2月1日以降にサービスの提供を開始する、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県日進市及び岐阜県岐阜市の提供区域の契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）

について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む123日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む123日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から5料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成18年4月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成18年6月30日までに光ネット申込をし、平成18年4月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- （1）プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （2）プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （3）プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年7月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年9月30日までに光ネット申込をし、平成18年7月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年9月25日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年9月29日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成18年9月28日までに第1種IP電話サービスの申込みを行った契約者のうち、ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置の申込みを行っていない契約者については、この改正約款実施の日以降、次のとおり取り扱います。

(1) 第25条の2（IP電話サービスの種類）のただし書きを「ただし、第1種IP電話サービスの提供を受けるためには、第1種IP電話サービスに対応した機器が必要となります。」と読み替えます。

(2) 第25条の6（5）号の規定を除外します。

2 削除

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成18年10月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成19年1月31日までに光ネット申込をし、平成18年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年2月1日から実施します。

ただし、この改正約款第19条（契約者が行う光ネットサービス契約の解除）第3項、第20条（当社が行う光ネットサービス契約の解除）第6項及び料金表第2表（工事に関する費用）契約者回線等の廃止に係る工事費については、平成19年4月1日以降に光ネット申込をし、同日以降にサービスの提供を開始する契約者から適用します。

(特例措置)

第2条 平成19年4月30日までに光ネット申込をし、平成19年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年2月16日から実施します。

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった第2種IP電話サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

（第2種IP電話サービスの提供に関する経過措置）

第3条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている第2種IP電話サービスは、当社が定める日までの間に限り提供するものとし、料金その他の提供条件については、次の1～3に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 第2種IP電話サービスを利用した場合の付加機能利用料の額

（1）固定料

区 分		単 位	料金額（月額）
第2種IP電話サービス	基本額	1 IP通信番号及び 2 識別IDまで	400円
	加算額	1 識別IDの追加ごとに	200円

（2）通信料

区 分	単 位	料金額
(1) オフネット通信のうち(2)及び(3)以外の発信に係るもの	1 音声通信につき 180秒までごとに	8円
(2) オフネット通信のうち携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの	1 音声通信につき 30秒までごとに	10円
(3) オフネット通信のうちPHS事業者への発信に係るもの	1 音声通信につき 90秒までごとに	20円

2 第2種IP電話サービスを利用する契約者から、識別IDの数の変更の請求があった場合でも、新たに提供しません。

3 第2種IP電話サービスを利用する契約者から、第2種IP電話サービスの利用の廃止があったとき、従前の約款に係わらず、廃止があった日の属する月の第2種IP電話サービスに関する付加機能利用料の固定料は請求しません。

また、当社が定める日に提供を取り止めた場合も、同様の取り扱いとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成19年4月6日から実施します。

ただし、PLCアダプタの提供開始は平成19年5月1日からとします。

（特例措置）

第2条 平成19年4月6日から平成19年4月30日までの間にPLCアダプタ申込みをし、平成19年5月1日以降にPLCアダプタの提供を開始する契約者（申込み時点において、光ネットサービスの提供を開始している者に限ります。）には、PLCアダプタ利用料について、提供開始日を含む31日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を13ヶ月間（当該提供開始日の属する月及びその翌月から12ヶ月間の暦日数により算定します。）とします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成19年5月1日から実施します。

ただし、この改正約款第12条（基本契約期間）については、平成19年5月1日以降に光ネット申込をし、同日以降にサービスの提供を開始する契約者から適用します。適用開始

以前に光ネット申込をした契約者は、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

第2条 平成19年7月31日までに光ネット申込をし、平成19年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、基本契約期間を15ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から14ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(PLCアダプタに関する特例措置)

第3条 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にPLCアダプタ申込みをした契約者には、PLCアダプタ利用料について、提供開始日を含む31日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を13ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から12ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、第2条(特例措置)及び第3条(PLCアダプタに関する特例措置)に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに光ネット申込をし、平成19

年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める「おまかせ訪問ダブルサポート」の「基本メニュー1」もしくは「基本メニュー2」のどちらか一方を無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める「パソコンスクール by AVIVA」の受講料金を無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間

選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- 4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

（特例措置の適用）

第 3 条 契約者は、第 2 条（特例措置）に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第 1 条 この改正約款は、平成 19 年 1 1 月 1 日から実施します。

（特例措置）

第 2 条 平成 19 年 1 1 月 1 日から平成 20 年 1 月 3 1 日までに光ネット申込をし、平成 19 年 1 1 月 1 日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び 3 親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3 親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- （1）カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2－3 に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和 27 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日から 5 月 2 日までの日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- （2）カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2－1 及びプラン 2－2 に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- （3）カテゴリー 1 の契約者については、カテゴリー 1 の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
----	----

選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー 1 もしくは基本メニュー 2 のどちらか一方を 1 回の提供に限り無償とします。

(4) カテゴリー 2 の契約者については、定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。）について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間を無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、基本契約期間を光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間とします。

3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（1 4）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（1 4）欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

カテゴリー 2 の契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間とします。

4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（1 5）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（1 5）欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間とします。

(カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2

相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第 4 条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（3）欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の

解除した際に当社が請求する違約金を免除します。

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

(利用サービスの変更における特例措置の適用について)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった第1種IP電話サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(第1種IP電話サービスの提供に関する経過措置)

第3条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている第1種IP電話サービスは、料金その他の提供条件については、次の1～3に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 第1種IP電話サービスを利用した場合の定額利用料の額

(1) 加算額

料金種別		料金額(1装置ごとに月額)
ルータ等装置利用料	ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料	400円

2 第1種IP電話サービスを利用した場合の付加機能利用料の額

(1) 固定料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
第1種IP電話サービス	1IP通信番号ごとに	300円
ユニバーサルサービス料	1IP通信番号ごとに	7円

(2) 発信IP通信番号非通知機能

区 分	単 位	料 金 額(月額)
発信IP通信番号非通知機能	1IP通信番号ごとに	—

(3) 通信料

区 分	単 位	料 金 額
(1) オフネット通信のうち(2)及び(3)以外の発信に係るもの	1音声通信につき180秒までごとに	8円
(2) オフネット通信のうち携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの	1音声通信につき30秒までごとに	10円
(3) オフネット通信のうちPHS事業者への発信に係るもの	1音声通信につき90秒までごとに	20円

3 第1種IP電話サービスを利用した場合の手続きに関する料金

種 別	単 位	料金額
第1種IP電話サービス	1設定ごとに	500円

初期設定料		
その他の変更設定料	1 設定ごとに	5 0 0 円

4 第1種IP電話サービスを利用した場合の附帯サービスに関する料金

(1) 通信料金明細書発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
通信料金明細書発行手数料	1 IP 通信番号について1料金月ごとに	2 0 0 円／回

(注)ただし、IP電話サービスの申込みと同時に通信料金明細書発行を申込みされた場合は、IP電話サービスの提供を開始した料金月における当該のIP通信番号に係る通信料金明細書発行手数料について1回までは、無償とします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 附則(平成19年12月1日)第2条2に定める第1種IP電話サービスを利用した場合の付加機能利用料の固定料のユニバーサルサービス料を次のとおり改めます。なお料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(1) 固定料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 IP 通信番号ごとに	6 円

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年2月1日から平成20年4月30日までに光ネット申込をし、平成20年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1もしくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1もしくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大3台までとします。 ただし、プラン1タイプ1の契約者はこの選択特例措置を選択することはできません。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるパソコンセットアップサービスの設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
----	--------

選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1） カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （2） カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- 4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1） カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （2） カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- （カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について）

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置）

第 4 条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

- （1） 料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（3）欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する違約金を免除します。

- （2） 料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

- （利用サービスの変更における特例措置の適用について）

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとお
りとしします。ただし、本附則第2条第1項（1）及び（2）を除きます。

（移転に伴う工事費用の特例措置の適用）

第6条 平成20年2月1日から平成20年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契
約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年1月31日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者
グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来
ません。

（1） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工
事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が
支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関す
る法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月
3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をい
い、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場
合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減
額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（2） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴
う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約
者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9
時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を
減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円とな
るまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第7条 契約者は、第2条から第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例
措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成20年5月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成20年5月1日から平成20年7月31日までに光ネット申込をし、平成20年
5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除
し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサ
ービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3
親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込
した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）に
は、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が
別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサー
ビス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例
措置を受けることはできません。

（1） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴
う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約
者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関
する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、
1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日
をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能
な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円
を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（2） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約

に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1もしくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置 3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1もしくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大3台までとします。 ただし、プラン1タイプ1の契約者はこの選択特例措置を選択することはできません。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるパソコンセットアップサービスの設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間

選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間
----------	----------------------------

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（1 4）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（1 4）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- 4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（1 5）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（1 5）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- （カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について）

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置）

第 4 条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

- （1）料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（3）欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する違約金を免除します。

- （2）料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（1 4）欄の適用を申出した契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

- （利用サービスの変更における特例措置の適用について）

第 5 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとお

りとしします。ただし、本附則第2条第1項（1）及び（2）を除きます。

（特例措置の適用）

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成20年8月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成20年8月1日から平成20年10月31日までに光ネット申込をし、平成20年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- （1） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2－3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （2） カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2－1及びプラン2－2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- （3） カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

	また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。
--	------------------------------------

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- (カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- (オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第4条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 料金表第1表第1の1（適用）の（3）欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する違約金を免除します。

- (2) 料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申し出た契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

- (利用サービスの変更における特例措置)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項（1）及び（2）を除きます。

- (移転に伴う工事費用の特例措置)

第6条 平成20年8月1日から平成21年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年7月31日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (特例措置の適用)

第7条 契約者は、第2条から第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年11月1日から平成21年1月31日までに光ネット申込をし、平成20年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回

	の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。
--	---

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (3) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (4) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- （2）カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- （カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項（1）及び（2）を除きます。

- （特例措置の適用）

第5条 契約者は、第2条から第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

- （従前の特例措置の読み替え）

第6条 平成20年10月31日までに光ネット申込をし、平成20年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に対して適用する特例措置については、この改正約款実施の日以降、新規契約に伴う工事費の支払いの減額を適用する期間を、「土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り」を「年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り」と読み替えます。

- 2 その他特例措置については、なお従前のとおりとします。

附則

- （実施期日）

第1条 この改正約款は、平成20年12月1日から実施します。

- （品目変更に伴う費用の特例措置について）

第2条 平成21年1月31日までに品目の変更（100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、又は300Mb/sの品目から1Gb/sの品目への変更に限り）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- （1）手続きに関する料金（変更事務手数料に限り）から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- （2）工事費（交換機等工事費に限り）から3,000円ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までに光ネット申込をし、平成21年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大 3 台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 9 6 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間

3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (14) 欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は (14) 欄による定額利用料の減額を適用しません。

(5) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(6) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (15) 欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は (15) 欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間

選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

(カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項（1）及び（2）を除きます。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第 5 条 平成 2 1 年 2 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までに品目の変更（100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、又は 300Mb/s の品目から 1Gb/s の品目への変更に限ります）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金（変更事務手数料に限ります）から 3, 0 0 0 円を減額します。ただし 3, 0 0 0 円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費（交換機等工事費に限ります）から 3, 0 0 0 円を減額します。ただし 3, 0 0 0 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第 6 条 平成 2 1 年 2 月 1 日から平成 2 1 年 4 月 3 0 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2－3 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から 2 5, 0 0 0 円を減額します。ただし、2 5, 0 0 0 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2－1 及びプラン 2－2 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から 1 8, 0 0 0 円を減額します。ただし、1 8, 0 0 0 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第 7 条 契約者は、本附則第 2 条から本附則第 6 条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 8 条 附則（平成 1 9 年 1 2 月 1 日）第 2 条 2 に定める第 1 種 I P 電話サービスを利用した場合の付加機能利用料の固定料のユニバーサルサービス料を次のとおり改めます。なお料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(1) 固定料

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
ユニバーサルサービス料	1 I P 通 信 番 号 ご と に	8 円

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年3月1日から実施します。

(第1種 I P 電話サービスの提供に関する経過措置)

第2条 契約者回線に係る契約者連絡先電話番号が、K D D I 株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス (a u パケットを除き、現に利用されているものであって、第68条に定める利用停止の状態にないもの)に限ります。以下同じとします。)又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス (a u パケットを除き、現に利用されているものであって、第60条に定める利用停止の状態にないもの)に限ります。以下同じとします。)の電話番号であって、契約者が附則(平成19年12月1日)第2条2に定める第1種 I P 電話サービスを利用した場合の通信料については、光電話サービス契約約款料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)の(4)(I P 利用回線に係る契約者連絡先電話番号が K D D I 株式会社等の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービスの電話番号であった場合における通信料金の減額)の規定に準じて取扱います。

第3条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までに光ネット申込をし、平成21年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて

契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の

適用を申し出した契約者については、次に定める期間は（１４）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （１）カテゴリー１の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置３	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間

- （２）カテゴリー２の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間

- ４ 第１項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第１表第１の１（適用）の（１５）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（１５）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （１）カテゴリー１の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置３	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間

- （２）カテゴリー２の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間

- （カテゴリー１及び２相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第３条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー１及び２相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第２条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第４条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第２条第１項（１）及び（２）を除きます。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第５条 平成２１年５月１日から平成２１年７月３１日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成２２年１月３１日までに移転を完了しない場合または移転先が集合住宅（一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の住宅のこととします。）の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。なお当社が認める場合はこの限りではありません。

- （１）カテゴリー１及びカテゴリー２におけるプラン１に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場

合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までに光ネット申込をし、平成21年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日

	間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置 3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (7) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (8) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- 4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

- （カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項（1）及び（2）を除きます。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第 5 条 平成 21 年 8 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 22 年 4 月 30 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- （1）カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2－3 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- （2）カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2－1 及びプラン 2－2 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- （特例措置の適用）

第 6 条 契約者は、本附則第 2 条から本附則第 5 条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに光ネット申込をし、平成21年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日

	間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。
--	--

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (9) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (10) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- （2）カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- （カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項（1）及び（2）を除きます。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第5条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年7月31日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- （1）カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- （2）カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- （特例措置の適用）

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

- （実施期日）

第1条 この改正約款は、平成22年1月1日から実施します。

- （料金等の支払いに関する経過措置）

第2条 この改正約款の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までに光ネット申込をし、平成22年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配

線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大 3 台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 9 6 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 5 7 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 4 2 6 日間

3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (1 4) 欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は (1 4) 欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

4 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (1 5) 欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は (1 5) 欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
----	------------

選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 3	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 9 2 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

(カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項（1）及び（2）を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第 5 条 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 22 年 10 月 31 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2-3 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2-1 及びプラン 2-2 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(カテゴリー 2 への品目等の変更に伴う特例措置)

第 6 条 平成 22 年 2 月 3 日から平成 22 年 2 月 28 日までに光ネットサービスの提供開始日を経過した契約者がカテゴリー 2 への品目等の変更の請求をし、その承諾を受けた場合には、料金表第 1 表第 2 の 1（適用）の（1）欄に規定する変更事務手数料の料金額を減額します。ただし、減額した後の手続きに関する料金の料金額が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第 7 条 契約者は、本附則第 2 条から本附則第 6 条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(削除)

第 8 条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 9 条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 LAN

対応子機利用料及びその他の債務については、なお、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成22年4月30日までに光ネット申込、付加機能の利用の請求または端末設備の利用の請求があったものについては、第23条2項、第34条3項、料金表第1表第1の1(適用)の(12)の(イ)及び(13)の(イ)の提供条件について、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

第3条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までに光ネット申込をし、平成22年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回

	の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。
--	---

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間

は（１５）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （１）カテゴリー１の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置３	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間

- （２）カテゴリー２の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む９２日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間

- （カテゴリー１及び２相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第４条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー１及び２相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第２条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第５条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第２条第１項（１）及び（２）を除きます。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第６条 平成２２年５月１日から平成２２年７月３１日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成２３年１月３１日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- （１）カテゴリー１及びカテゴリー２におけるプラン１及びプラン２－３に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から２５，０００円を減額します。ただし、２５，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

- （２）カテゴリー１及びカテゴリー２におけるプラン２－１及びプラン２－２に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から１８，０００円を減額します。ただし、１８，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

- （特例措置の適用）

第７条 契約者は、本附則第３条から本附則第６条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

- （実施期日）

第１条 この改正約款は、平成２２年６月１日から実施します。

ただし、１Gb/s 及び 300Mb/s 品目のカテゴリー２及び高速無線ＬＡＮ機能追加サービスの提供開始は平成２２年６月１８日からとします。

第２条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債

務については、なお従前のとおりとします。

（高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置）

第3条 平成22年6月18日から平成22年7月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成22年6月18日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者（ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

（1）高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

（2）高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（品目変更に伴う費用の特例措置について）

第4条 平成22年6月18日から平成22年7月31日までに品目の変更（100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限りまゝ。）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

（1）手続きに関する料金（変更事務手数料に限りまゝ）から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（2）工事費（交換機等工事費に限りまゝ）から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第5条 契約者は、本附則第3条から本附則第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成22年8月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 平成22年7月31日までに光ネット申込があったものについては、料金表第1表第1の1（適用）の（3）の（エ）の提供条件について、なお従前のとおりとします。

（特例措置）

第4条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに光ネット申込をし、平成22年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者（現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合及び当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

（1）当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182

日目を含む料金月までを無償とします。

- (2) カテゴリー１及びカテゴリー２におけるプラン１及びプラン２－３に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、１月１日から１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合に関り、工事費の総額から２５，０００円を減額します。ただし、２５，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー１及びカテゴリー２におけるプラン２－１及びプラン２－２に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合に関り、工事費の総額から１８，０００円を減額します。ただし、１８，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー１の契約者については、カテゴリー１の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間を無償とします。
選択特例措置 3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に関り無償とします。 また、当社が別に定める有線 LAN ルータを 1 台に関り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー２の契約者については、カテゴリー２の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に関り無償とします。 なお、設定台数は最大 2 台までとします。

- 2 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー１の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。
----------	-------------------

- (2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1 (適用) の (15) 欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は (15) 欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- (カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 5 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更 (利用サービスの変更を含む) を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 4 条 (特例措置) に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- (利用サービスの変更における特例措置)

第 6 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 4 条第 1 項 (1) 及び (2) を除きます。

- (高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置)

第 7 条 平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの間に高速無線 LAN 機能追加サービス申込みをし、平成 22 年 8 月 1 日以降に高速無線 LAN 機能追加サービスの提供を開始する契約者 (ただし、既に高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。) には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線 LAN 機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の 2 料金月間を無償とします。

- (2) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1, 500 円を減額します。ただし 1, 500 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- (品目変更に伴う費用の特例措置について)

第 8 条 平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までに品目の変更 (100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更に限ります。) を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第9条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年4月30日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第10条 契約者は、本附則第4条から本附則第9条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに光ネット申込をし、平成22年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合及び当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。た

だし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- 2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
----------	--------------------------

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- （カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

- 第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

- 第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項（1）及び（2）を除きます。

- （高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置）

- 第 5 条 平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日までの間に高速無線 LAN 機能追加サービス申込みをし、平成 22 年 1 月 1 日以降に高速無線 LAN 機能追加サービスの提供を開始する契約者（ただし、既に高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- （1）高速無線 LAN 機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の 2 料金月間を無償とします。

- （2）高速無線 LAN 機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1, 500 円を減額します。ただし 1, 500 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- （品目変更に伴う費用の特例措置について）

- 第 6 条 平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日までに品目の変更（100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更に限ります。）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- （1）手続きに関する料金（変更事務手数料に限ります）から 1, 500 円を減額します。ただし 1, 500 円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- （2）工事費（交換機等工事費に限ります）から 3, 000 円を減額します。ただし 3, 000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第7条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年7月31日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第8条 契約者は、本附則第2条から本附則第7条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成23年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第2条 附則（平成19年12月1日）第2条2に定める第1種IP電話サービスを

利用した場合の付加機能利用料の固定料のユニバーサルサービス料を次のとおり改めます。

なお料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（1）固定料

区 分	単 位	料 金 額（月額）
ユニバーサルサービス料	1IP通信番号ごとに	7円

（特例措置）

第3条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに光ネット申込をし、平成23年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて

契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- 2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第4条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- (利用サービスの変更における特例措置)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

- (高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第6条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成23年2月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

- (2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (品目変更に伴う費用の特例措置について)

第7条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (移転に伴う工事費用の特例措置)

第8条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年10月31日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第9条 契約者は、本附則第3条から本附則第8条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成23年5月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに光ネット申込をし、平成23年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日

	間を無償とします。
選択特例措置 3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- 2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
----	------------

選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置)

第 5 条 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間に高速無線 LAN 機能追加サービス申込みをし、平成 23 年 5 月 1 日以降に高速無線 LAN 機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線 LAN 機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の 2 料金月間を無償とします。
- (2) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500 円を減額します。ただし 1,500 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第 6 条 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに品目の変更(100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から 1,500 円を減額します。ただし 1,500 円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から 3,000 円を減額します。ただし 3,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第 7 条 平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 24 年 1 月 31 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2-3 に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2-1 及びプラン 2-2 に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減

額します。

（特例措置の適用）

第8条 契約者は、本附則第2条から本附則第7条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成23年6月1日から実施します。

なお、附則（平成23年5月1日）第2条に定める特例措置については、なお従前のおりとしします。

（特例措置）

第2条 附則（平成23年5月1日）第2条1の特例措置を受ける契約者のうち、平成23年6月1日から平成23年7月31日までに当社が別に定める方法により100Mb/s品目のカテゴリ1のプラン1（ただし、タイプ3を除きます。）の光ネット申込を行い当社が別に定める追加選択特例措置を選択した契約者については、光ネットサービスの定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）を附則（平成23年5月1日）第2条1に定める選択特例措置により定額利用料を無償とする期間の最終の日の翌日（選択特例措置3の場合は光ネットサービスの提供開始日。以下、本条において追加無償期間開始日といいます。）から31日間（追加無償期間開始日を含みます。）を無償とします。

2 附則（平成23年5月1日）第2条1の特例措置を受ける契約者のうち、平成23年6月1日から平成23年7月31日までに当社が別に定める方法により100Mb/s品目のカテゴリ2及び300Mb/s品目若しくは1Gb/s品目の光ネット申込を行い当社が別に定める追加選択特例措置を選択した契約者については、光ネットサービスの定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）を追加無償期間開始日から61日間（追加無償期間開始日を含みます。）を無償とします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成23年7月4日から実施します

（長期継続利用に伴う減額措置）

第2条

（1）当社は、平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出を行った契約者（ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の35か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）における定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	カテゴリ1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	カテゴリ2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

（2）（1）の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断が

あった期間を含みます。

- (3) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (4) 本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年7月4日実施) 第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第2条(1)の継続利用期間とします。
- (6) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (7) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、または当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の 残余期間が24 か月以上36か 月未満の場合	継続利用期間の 残余期間が12 か月以上24か 月未満の場合	継続利用期間の 残余期間が12 か月未満の場合
カテゴリー1	12,000 円	8,000 円	4,000 円
カテゴリー2	24,000 円	16,000 円	8,000 円

- (8) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光ネット申込をし、平成23年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約

に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から１８，０００円を減額します。ただし、１８，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

- （４） カテゴリー１の契約者については、カテゴリー１の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置１	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間を無償とします。
選択特例措置２	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間を無償とします。
選択特例措置３	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを１回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線ＬＡＮルータを１台に限り無償で譲渡します。

- （５） カテゴリー２の契約者については、カテゴリー２の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置１	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間を無償とします。
選択特例措置２	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを１回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大２台までとします。

- ２ 第１項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第１表第１の１（適用）の（１４）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（１４）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （１） カテゴリー１の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間
選択特例措置３	減額を適用しない期間はありません。

- （２） カテゴリー２の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間

- ３ 第１項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第１表第１の１（適用）の（１５）欄に

より定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（１５）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （１） カテゴリー１の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間
選択特例措置３	減額を適用しない期間はありません。

- （２） カテゴリー２の契約者については、第１項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置１	光ネットサービスの提供開始日を含む６１日間
選択特例措置２	光ネットサービスの提供開始日を含む３１日間

- （カテゴリー１及び２相互間の品目等の変更に伴う特例措置）

第３条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー１及び２相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第２条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

- （利用サービスの変更における特例措置）

第４条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第２条第１項（１）及び（２）を除きます。

- （高速無線ＬＡＮ機能追加サービスに係る特例措置）

第５条 平成２３年８月１日から平成２３年１０月３１日までの間に高速無線ＬＡＮ機能追加サービス申込みをし、平成２３年８月１日以降に高速無線ＬＡＮ機能追加サービスの提供を開始する契約者（ただし、既に高速無線ＬＡＮ機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- （１）高速無線ＬＡＮ機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の２料金月間を無償とします。
- （２）高速無線ＬＡＮ機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、１，５００円を減額します。ただし１，５００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

- （品目変更に伴う費用の特例措置について）

第６条 平成２３年８月１日から平成２３年１０月３１日までに品目の変更（１００Ｍｂ／ｓの品目から３００Ｍｂ／ｓ又は１Ｇｂ／ｓの品目への変更、３００Ｍｂ／ｓの品目のカテゴリー１から１Ｇｂ／ｓ品目及び３００Ｍｂ／ｓ品目のカテゴリー２への変更、１Ｇｂ／ｓ品目のカテゴリー１から３００Ｍｂ／ｓ品目のカテゴリー２及び１Ｇｂ／ｓ品目のカテゴリー２への変更、又は３００Ｍｂ／ｓ品目のカテゴリー２から１Ｇｂ／ｓ品目のカテゴリー２への変更に限ります。）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- （１）手続きに関する料金（変更事務手数料に限ります）から１，５００円を減額します。ただし１，５００円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。
- （２）工事費（交換機等工事費に限ります）から３，０００円を減額します。ただし３，０００円を減額した後の工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

- （移転に伴う工事費用の特例措置）

第７条 平成２３年８月１日から平成２３年１０月３１日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成２４年４月３１日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者

グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー 1 及び カテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2-3 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー 1 及び カテゴリー 2 におけるプラン 2-1 及びプラン 2-2 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

（長期継続利用に伴う減額措置）

第 8 条

- (1) 当社は、平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出を行った契約者（ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して 23 か月を超えて利用している契約者より可能とします。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む 731 日目未満の場合は、光ネットの利用期間が 731 日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の 35 か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に定める選択減額措置を適用いたします。

なお、契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	選択減額措置 1	カテゴリー 1	定額利用料に 0.20 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー 2	定額利用料に 0.25 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
	選択減額措置 2	カテゴリー 1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 12,000 円を減額するものとします。
		カテゴリー 2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 24,000 円を減額するものとします。

- (2) 本附則第 8 条 (1) の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の

一時中断があった期間を含みます。

- (3) 本附則第8条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。
- (4) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5) 本附則第8条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表 第1表 第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年8月1日実施) 第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。
- (7) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (8) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)、または当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

- (9) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。
- (10) 平成23年7月4日改正約款の附則第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、平成23年7月4日から平成23年7月31日までに継続利用の申出を行った契約者に限り適用するものとし、平成23年8月1日から平成23年10月31日までの継続利用の申出については、平成23年7月4日改正約款の附則第2条にかかわらず、本附則を適用するものとします。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年9月1日から実施します。ただし、30Mb/sの品目の提供開始は平成23年10月1日からとします。

(特例措置)

第2条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光ネット申込をし、平成23年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(ただし、電気通信サービスを解除した日から92日以上経過している契約者は除きます。))及び光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満

たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- (6) 30Mb/sの品目の契約者については、定額利用料(基本額に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
----	----

選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。

- 2 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（14）欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- （1）カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- （2）カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

第 3 条 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までに品目の変更（30Mb/s の品目から 100Mb/s 品目又は 300Mb/s 品目若しくは 1Gb/s 品目への変更、100Mb/s の品目から 300Mb/s 品目又は 1Gb/s 品目への変更、300Mb/s 品目のカテゴリー 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更に限ります。）又は利用サービスの変更（光ネットサービスの 30Mb/s の品目から光ネットアクセスサービスの 100Mb/s への変更に限ります。）を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- （1）次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金（変更事務手数料に限ります。）について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
-------	--------------

30Mb/s 品目から 100Mb/s 品目又は 300Mb/s 品目若しくは 1Gb/s 品目への変更	3, 0 0 0 円
100Mb/s 品目から 300Mb/s 品目又は 1Gb/s 品目への変更、300Mb/s 品目のカテゴリー 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリー 2 への変更	1, 5 0 0 円

(2) 工事費（交換機等工事費に限ります）から 3, 0 0 0 円を減額します。ただし 3, 0 0 0 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

（長期継続利用に伴う減額措置）

第 4 条

(1) 当社は、平成 23 年 7 月 4 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出（ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して 23 か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。）を行った契約者（ただし、30Mb/s 品目の契約者は除きます。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む 731 日目未満の場合は、光ネットの利用期間が 731 日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の 35 か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に定める継続利用の申出を申し出た期間に応じて減額措置を適用いたします。

なお、平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	継続利用の申出を申し出た期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	平成 23 年 7 月 4 日から平成 23 年 7 月 31 日	減額措置	カテゴリー 1	定額利用料に 0.20 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
			カテゴリー 2	定額利用料に 0.25 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日	選択減額措置 1	カテゴリー 1	定額利用料に 0.20 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
			カテゴリー 2	定額利用料に 0.25 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします

		選択減額措置 2	カテゴリー 1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 12,000 円を減額するものとします
			カテゴリー 2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 24,000 円を減額するものとします

- (2) 本附則第 4 条 (1) の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第 4 条 (1) の選択減額措置 1 の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。
- (4) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5) 本附則第 4 条 (1) の選択減額措置 1 の適用を受けている期間においては、料金表 第 1 表 第 1 の 1 (適用) の (17) 欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則 (平成 23 年 9 月 1 日実施) 第 4 条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更 (平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。) があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第 4 条 (1) の継続利用期間とします。
- (7) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、又は 30Mb/s の品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。
- (8) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止 (30Mb/s の品目への変更に伴う廃止は除きます。) があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、または当社が別に定める場合はこの限りではありません (選択減額措置 2 の適用を受けている場合は除きます。)

区別	継続利用期間の残余期間が 24 か月以上 36 か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が 12 か月以上 24 か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が 12 か月未満の場合
カテゴリー 1	12,000 円	8,000 円	4,000 円
カテゴリー 2	24,000 円	16,000 円	8,000 円

- (9) 本附則の申出については、1 の契約者回線につき 1 の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(特例処置の改定)

第 5 条 平成 23 年 7 月 4 日改正約款の附則 2 条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び平成 23 年 8 月 1 日改正約款の附則 6 条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、本附則第 4 条に改めるものとします。平成 23 年 8 月 1 日改正約款の附則 2 条に定める特例措置は、本附則第 2 条に改めるものとします。平成 23 年 8 月 1 日改正約款の附則 6 条に定める品目変更に伴う費用の特例措置については、本附則第 3 条に改めるものとします。平成 23 年 8 月 1 日改正約款の附則 6 条に定める長期継続利用に伴う減額措置本附則第 4 条に改めるものとします。なお、その他の特例措置については、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改正約款は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第 2 条

(1) 当社は、平成 23 年 7 月 4 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出（ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して 23 か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。）を行った契約者（ただし、30Mb/s 品目の契約者は除きます。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む 731 日目未満の場合は、光ネットの利用期間が 731 日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の 35 か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	選択減額措置 1	カテゴリー 1	定額利用料に 0.20 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー 2	定額利用料に 0.25 を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置 2	カテゴリー 1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 12,000 円を減額するものとします
		カテゴリー 2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より 24,000 円を減額するものとします

(2) 本附則第 2 条 (1) の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第 2 条 (1) の選択減額措置 1 の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。

(4) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。

(5) 本附則第 2 条 (1) の選択減額措置 1 の適用を受けている期間においては、料金表 第 1 表 第 1 の 1 (適用) の (17) 欄による定額利用料の減額は適用しません。

(6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則（平成 23 年 10 月 1 日実施） 第 4 条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更（平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。）があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第 2 条 (1) の継続利用期間とします。

- (7) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合、又は 30Mb/s の品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。
- (8) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットアクセスサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合（30Mb/s の品目への変更に伴う廃止の場合、又は選択減額措置 1 の適用を受けている契約者が継続利用の廃止を行うと同時に再び継続利用の申出を行い選択減額措置 2 の選択をした場合は除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、または当社が別に定める場合はこの限りではありません（選択減額措置 2 の適用を受けている場合は除きます。）。

区別	継続利用期間の残余期間が 24 か月以上 36 か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が 12 か月以上 24 か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が 12 か月未満の場合
カテゴリー 1	12, 000 円	8, 000 円	4, 000 円
カテゴリー 2	24, 000 円	16, 000 円	8, 000 円

- (9) 本附則の申出については、1 の契約者回線につき 1 の申出に限りです。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

（特例処置の改定）

第 3 条 平成 23 年 7 月 4 日改正約款の附則 2 条に定める長期継続利用に伴う減額措置、平成 23 年 8 月 1 日改正約款の附則 6 条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び平成 23 年 9 月 1 日改正約款の附則 4 条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、平成 23 年 10 月 1 日改正約款の附則 2 条に定める長期継続利用に伴う減額措置本附則第 2 条に改めるものとします。なお、その他の特例措置については、従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第 1 条 この改正約款は、平成 23 年 10 月 24 日から実施します。

（契約者回線の一時中断に伴う減額措置）

第 2 条

当社は、平成 23 年 10 月 24 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に料金表 第 1 表第 1 の 1（適用）の（1）欄に規定するプラン 1 を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第 17 条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。）を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む 730 日目までの期間	カテゴリー 1 のプラン 1	500 円
		カテゴリー 2 のプラン 1	800 円

- (2) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第 2 条（1）の表に規定する減額措置を適用するとき、第 1 表第 2 の 2（料金額）に規定する変更事務手数料を適用します。

- (3) 本附則第 2 条（1）の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含み

ます。

- (4) 本附則第2条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をし、平成23年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
----	----

選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大 2 台までとします。

- (6) 30Mb/s の品目の契約者については、定額利用料（基本額に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間を無償とします。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。

- 2 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（14）欄の適用を申しした契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

- 3 第 1 項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第 1 表第 1 の 1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー 1 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間
選択特例措置 2	光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー 2 の契約者については、第 1 項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	光ネットサービスの提供開始日を含む 6 1 日間

選択特例措置 2

光ネットサービスの提供開始日を含む 3 1 日間

(カテゴリ 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリ 1 及び 2 相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条(特例措置)に定める変更後のカテゴリに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置)

第 5 条 平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間に高速無線 LAN 機能追加サービス申込みをし、平成 23 年 1 月 1 日以降に高速無線 LAN 機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線 LAN 機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の 2 料金月間を無償とします。

(2) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500 円を減額します。ただし、1,500 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第 6 条 平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までに品目の変更(30Mb/s の品目から 100Mb/s の品目又は 300Mb/s の品目若しくは 1Gb/s の品目への変更、100Mb/s の品目から 300Mb/s の品目又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更に限ります。)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの 30Mb/s の品目から光ネットアクセスサービスの 100Mb/s への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000 円
100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更	1,500 円

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から 3,000 円を減額します。ただし 3,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第 7 条 平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 24 年 7 月 31 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（長期継続利用に伴う減額措置）

第8条

- (1) 当社は、平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出（ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。）を行った契約者（ただし、30Mb/s 品目の契約者及び平成23年10月24日改正約款の附則第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置の適用を受けている契約者は除きます。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の35か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

- (2) 本附則第8条(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第8条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。

- (4) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5) 本附則第8条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。
- (7) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合、又は30Mb/sの品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。
- (8) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットアクセスサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合(30Mb/sの品目への変更に伴う廃止の場合、又は選択減額措置1の適用を受けている契約者が継続利用の廃止を行うと同時に再び継続利用の申出を行い選択減額措置2の選択をした場合は除きます。)には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、または当社が別に定める場合はこの限りではありません(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)

区別	継続利用期間の 残余期間が24 か月以上36か 月未満の場合	継続利用期間の 残余期間が12 か月以上24か 月未満の場合	継続利用期間の 残余期間が12 か月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

- (9) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第9条

- (1) 当社は、平成23年11月1日から平成23年12月31日までの間に料金表第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するカテゴリー1のプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ光モバイル(EM)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM)サービス契約又は光モバイル(UQ)サービス契約約款に基づく光モバイル(UQ)サービス契約若しくは光モバイル(EMレンタル)サービス契約約款に基づく光モバイル(EMレンタル)を締結している契約者(当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者を除きます。)から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料(基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の 請求があったとき	起算日から起算日を含む730 日目までの期間	200円

- (2) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第9条(1)に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(3) 本附則第9条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(4) 本附則第9条(1)の表に規定する期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額、平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び本附則第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月2日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月8日から実施します。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る減額措置)

第2条 平成23年11月8日から平成24年3月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービスを契約し、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める基準を満たした月から12か月後の料金月までの期間において、高速無線LAN機能追加サービス利用料を減免します。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第3条

本附則第2条(1)の減額適用を受ける契約者においては、平成23年11月1日改訂約款の附則第5条に定める高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置は適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月16日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条

当社は、平成23年11月16日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1) 第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大2

4 料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

- (2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年1月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をした契約者については光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第2条に定める特例措置を次のとおり読み替えます。

第2条 平成24年1月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をし、平成24年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例阻止はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例阻止はありません。

選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。
----------	---

(6) 30Mb/s の品目の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	特例阻止はありません。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	特例阻止はありません。
選択特例措置 2	特例阻止はありません。
選択特例措置 3	特例阻止はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置 2	減額を適用しない期間はありません。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置 2	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置 3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置 1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置 2	減額を適用しない期間はありません。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第3条

1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1) 当社は、平成23年11月1日から平成24年4月30日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出（ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。）を行った契約者（ただし、30Mb/s 品目の契約者及び平成23年10月24日改正約款の附則第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置の適用を受けている契約者は除きます。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の35か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置（6）について次のとおり読み替えます。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

(6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更（平成23年11月1日から平成24年4月30日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。）があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条（1）の継続利用期間とします。

附則

（実施期日）

第1条

この改正約款は、平成24年2月1日から実施します。ただし、本附則第8条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置3の適用開始は、平成24年2月6日からとします。

（特例措置）

第2条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに光ネット申込をし、平成24年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たな

いことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下、年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例阻止はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- (6) 30Mb/sの品目の契約者については、定額利用料(基本額に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例阻止はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供

	に限り無償とします。
--	------------

(カテゴリ 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリ 1 及び 2 相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条(特例措置)に定める変更後のカテゴリに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第 4 条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第 2 条第 1 項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置)

第 5 条 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの間に高速無線 LAN 機能追加サービス申込みをし、平成 24 年 2 月 1 日以降に高速無線 LAN 機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線 LAN 機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線 LAN 機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の 2 料金月間を無償とします。
- (2) 高速無線 LAN 機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500 円を減額します。ただし、1,500 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第 6 条 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までに品目の変更(30Mb/s の品目から 100Mb/s の品目又は 300Mb/s の品目若しくは 1Gb/s の品目への変更、100Mb/s の品目から 300Mb/s の品目又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更に限ります。)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの 30Mb/s の品目から光ネットアクセスサービスの 100Mb/s への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000 円
100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ 1 から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ 1 から 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 及び 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ 2 から 1Gb/s 品目のカテゴリ 2 への変更	1,500 円

- (2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から 3,000 円を減額します。ただし 3,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第 7 条 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成 24 年 10 月 31 日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約

者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー 1 及び カテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2-3 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー 1 及び カテゴリー 2 におけるプラン 2-1 及びプラン 2-2 に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合に限る、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

（契約者回線の一時中断に伴う減額措置）

第 8 条

- 1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成 23 年 10 月 24 日実施）第 2 条に定める契約回線の一時中断に伴う減額措置（1）について次のとおり読み替えます。

（1）当社は、平成 23 年 10 月 24 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に料金表 第 1 表第 1 の 1（適用）の（1）欄に規定するプラン 1 を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第 17 条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。）を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む 730 日目までの期間	カテゴリー 1 のプラン 1	500 円
		カテゴリー 2 のプラン 1	800 円

- 2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成 23 年 11 月 1 日実施）第 9 条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置（1）について次のとおり読み替えます。

（1）当社は、平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に料金表 第 1 表第 1 の 1（適用）の（1）欄に規定するカテゴリー 1 のプラン 1 を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ光モバイル（EM）サービス契約約款に基づく光モバイル（EM）サービス契約又は光モバイル（UQ）サービス契約約款に基づく光モバイル（UQ）サービス契約若しくは光モバイル（EM レンタル）サービス契約約款に基づく光モバイル（EM レンタル）を締結している契約者（当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者を除きます。）から第 17 条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料（基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む 730 日目までの期間	200 円

- 3 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月16日実施）第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置について次のとおり読み替えます。

当社は、平成23年11月16日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1（適用）の（1）欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

（1）第10章 第35条（利用料金の支払義務）の2の（1）を次のとおり読み替えます。

（1）第17条（契約者回線等の利用の一時中断）の規定、第25条（付加機能の利用の一時中断）の規定、第28条（端末設備の利用の一時中断）の規定、又は第32条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

（2）契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条（1）に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2（料金額）に規定する変更事務手数料を適用しません。

（特例措置の適用）

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

（確定債務への減額措置の適用）

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条

この改正約款は、平成24年4月1日から実施します。

（契約者回線の一時中断に伴う減額措置）

第2条

- 1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年10月24日実施）第2条に定める契約回線の一時中断に伴う減額措置（1）について次のとおり読み替えます。

（1）当社は、平成23年10月24日から平成24年9月31日までの間に料金表 第1表第1の1（適用）の（1）欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、以下この欄においては同じとします。）を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	カテゴリー1のプラン1	500円
		カテゴリー2のプラン1	800円

- 2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第9条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置（1）について次のとおり読み替えます。

（1）当社は、平成23年11月1日から平成24年9月30日までの間に料金表 第1表 第1の1（適用）の（1）欄に規定するカテゴリー1のプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ光モバイル（EM）サービス契約約款に基づく光モバイル（EM）サービス契約又は光モバイル（UQ）サービス契約約款に基づく光モバイル（UQ）サービス契約若しくは光モバイル（EMレンタル）サービス契約約款に基づく光モバイル（EMレンタル）を締結している契約者（当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者を除きます。）から第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料（基本額に限り、以下この欄においては同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	200円

- 3 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月16日実施）第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置について次のとおり読み替えます。

当社は、平成23年11月16日から平成24年5月31日までの間に料金表 第1表 第1の1（適用）の（1）欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

（1）第10章 第35条（利用料金の支払義務）の2の（1）を次のとおり読み替えます。

（1）第17条（契約者回線等の利用の一時中断）の規定、第25条（付加機能の利用の一時中断）の規定、第28条（端末設備の利用の一時中断）の規定、又は第32条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

（2）契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条（1）に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2（料金額）に規定する変更事務手数料を適用しません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成24年5月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに光ネット申込をし、平成24年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

（1）当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

- (2) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 1 及びプラン 2-3 に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、1 月 1 日から 1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日（以下、年末年始といいます。）を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 25,000 円を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー 1 及びカテゴリー 2 におけるプラン 2-1 及びプラン 2-2 に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から 18,000 円を減額します。ただし、18,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー 1（ただし 30Mb/s の品目を除きます。）の契約者については、カテゴリー 1 の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	特例阻止はありません。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。
選択特例措置 3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線 LAN ルータを 1 台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー 2 の契約者については、カテゴリー 2 の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大 1 台までとします。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大 2 台までとします。

- (6) 30Mb/s の品目の契約者については、定額利用料（基本額に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置 1	特例阻止はありません。
選択特例措置 2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを 1 回の提供に限り無償とします。

- (カテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第 3 条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー 1 及び 2 相互間の品目等の変更（利用サービスの変更を含む）を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第 2 条（特例措置）に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成24年5月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。
- (2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに品目の変更(30Mb/sの品目から100Mb/sの品目又は300Mb/sの品目若しくは1Gb/sの品目への変更、100Mb/sの品目から300Mb/sの品目又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更)に限り、又は利用サービスの変更(光ネットサービスの30Mb/sの品目から光ネットアクセスサービスの100Mb/sへの変更に限り)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限り)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000円
100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー1から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー1から 300Mb/s 品目のカテゴリー2及び 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー2から 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更	1,500円

- (2) 工事費(交換機等工事費に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年11月30日までに移転を完了しない場合または当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、

25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（長期継続利用に伴う減額措置）

第8条

- 1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置（1）について次のとおり読み替えます。

- (1) 当社は、平成23年11月1日から平成24年5月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む730日を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「継続利用」といいます。）の申出を行った契約者（ただし、30Mb/s品目の契約者及び第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断を当社が行っている契約者は除きます。）に対し、申出のあった日の翌料金月（光ネットサービスの利用期間が起算日を含む730日未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。）から、その料金月の35か月後の料金月までの期間（以下の本附則において「継続利用期間」といいます。）において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
	選択減額措置2	カテゴリー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします。
		カテゴリー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします。

- 2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置（6）について次のとおり読み替えます。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

- (6) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則（平成23年11月1日実施）第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更（平成23年11月1日から平成24年5月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。）があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供す

る光ネットサービスに係る本附則第8条（1）の継続利用期間とします。

（特例措置の適用）

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

（確定債務への減額措置の適用）

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成27年9月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成29年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成29年4月27日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、2021年7月12日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、2022年7月1日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、2023年6月1日以降に行われた第37条の2（手続きに関する料金の支払義務）第3項に規定する利用停止の解除から実施します。

ただし、この改正約款中、請求書送付手数料に関する改正約款は、当社が2023年7月1日以降に発送する請求書（振込用紙）から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。

（ホームページ開設の終了）

第2条 当社は、2024年3月31日をもって、ホームページ開設の提供を終了します。

(端末設備の提供の一部終了)

第3条 当社は、2024年3月31日をもって、無線LAN対応ルータ及びPLCアダプタの提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第5条 平成18年9月29日から実施の附則第2条(経過措置)第2項について、「削除」に改めます。

第6条 平成22年2月1日から実施の附則第8条(無線LAN対応子機の提供に関する経過措置)について、「削除」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2025年1月1日から実施します。

(附帯サービスに関する経過措置)

第2条 当社は、この改正約款実施前の次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
(1)明細書送付手数料	1料金つきごとに	200円
(2)口座振替送付手数料	1料金つきごとに	200円
備考	ア 契約者からの請求により、その光ネットサービスに関する料金について、利用明細書の発行を受けたときは、(1)に規定する明細書送付手数料を適用します。 イ 契約者からの請求により、その光ネットサービスに関する料金について、口座振替のお知らせ等の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する口座振替送付手数料を適用します。 ウ 上記(1)及び(2)の手数料には郵送料(実費)を含みます。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。

(基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用に関する経過措置等)

第2条 当社は、この改正約款実施の際現に、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)3欄(基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用)アに定める基本契約期間の適用を受けている契約者回線について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄エの定めに従う光ネットサービス契約が解除された場合、同欄エに定める契約解除料の額に代えて、次表に定める契約解除料の額を適用します。

品目	区別	区分		契約解除料
30Mb/s	カテゴリー1	プラン1に係るもの	タイプ1	15,000円
100Mb/s	カテゴリー1	プラン1に係るもの	タイプ1及びタイプ2	20,000円
			タイプ3	17,000円
		プラン2に係るもの	プラン2-1	8,000円

			プラン 2-2	14,000円
			プラン 2-3	21,000円
			プラン 1に係るもの	23,000円
	カテゴリー 2	プラン 2に係るもの	プラン 2-1	11,000円
			プラン 2-2	17,000円
			プラン 2-3	24,000円
300Mb/s	カテゴリー 1	プラン 1に係るもの	タイプ 2	19,000円
		プラン 2に係るもの	プラン 2-3	19,000円
	カテゴリー 2	プラン 1に係るもの	タイプ 2	22,000円
		プラン 2に係るもの	プラン 2-3	22,000円
1Gb/s	カテゴリー 1	プラン 1に係るもの	タイプ 2	17,000円
		プラン 2に係るもの	プラン 2-3	17,000円
	カテゴリー 2	プラン 1に係るもの	タイプ 2	20,000円
		プラン 2に係るもの	プラン 2-3	20,000円

- 2 前項の場合において、同欄エのただし書きの定めにかえて、次のただし書きの定めを適用します。
「ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。」

（長期継続利用申出に係る料金の適用に関する経過措置等）

第3条 当社は、この改正約款実施の際現に、料金表第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）14欄（長期継続利用申出に係る料金の適用）に定める長期継続利用申出に係る料金の適用を受けている契約者回線（以下この条において「対象契約者回線」といいます。）について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄オの定めにか該当する光ネットサービス契約が解除された場合には、同欄オに定める契約解除料の額にかえて、次表に定める契約解除料を適用します。

品目	区別及び区分	契約解除料
100Mb/s	カテゴリー 1 のプラン 1 のタイプ 1、カテゴリー 1 のプラン 1 のタイプ 2 又はカテゴリー 2 のプラン 1 に係るもの	5,000円
	カテゴリー 1 のプラン 1 のタイプ 3 に係るもの	8,000円
	カテゴリー 1 のプラン 2 又はカテゴリー 2 のプラン 2 に係るもの	4,000円
300Mb/s	カテゴリー 1 又はカテゴリー 2 に係るもの	6,000円
1Gb/s	カテゴリー 1 又はカテゴリー 2 に係るもの	8,000円

- 2 前項の場合において、同欄オのただし書きの定めにかえて、次のただし書きの定めを適用します。
「ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。」

（定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用に関する経過措置等）

第4条 当社は、この改正約款実施の際現に、料金表第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）20欄（定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用）に定める定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用を受けている契約者回線（以下この条において「対象契約者回線」といいます。）について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄カの定めにか該当する光ネットサービス契約が解除された場合には、同欄カに定める契約解除料の額にかえて、10,000円を適用します。また、同欄カのただし書きの定めにかえて、次のただし書きの定めを適用します。

「ただし、光ネットサービスの品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。」

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、対象契約者回線がこの改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄エに定める定期契約期間の更新がされた場合は、同欄カに定める契約解除料の額を適用します。

(長期定期継続利用申出に係る料金の適用に関する取扱い)

第5条 この改正規定実施の際現に、光ネットサービス契約約款(コミュファ光ネット プロバイダー体型)の改定前の規定により平成26年(2014年)4月1日から実施の附則第6条の適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)21欄(長期定期継続利用申出に係る料金の適用)に定める長期定期継続利用申出に係る料金の適用を受けているものとみなします。

(長期定期継続利用申出に係る料金の適用に関する経過措置等)

第6条 当社は、この改正約款実施の際現に、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)21欄(長期定期継続利用申出に係る料金の適用)に定める長期定期継続利用申出に係る料金の適用を受けている契約者回線(以下この条において「対象契約契約者回線」といいます。)について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄力の定め該当する光ネットサービス契約が解除された場合には、同欄オに定める契約解除料の額に代えて、次表に定める契約解除料を適用します。

区 別	長期定期継続利用期間 の残余期間が24か月以 上36か月未満の場合	長期定期継続利用期間 の残余期間が12か月以 上24か月未満の場合	長期定期継続利用期間 の残余期間が12か月未 満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

2 前項の場合において、同欄オのただし書きの定め代えて、次のただし書きの定めを適用します。

「ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。」

3 当社は、前項の規定にかかわらず、対象契約契約者回線がこの改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄エに定める定期契約期間の更新がされた場合は、同欄オに定める契約解除料の額を適用します。

(工事費の適用に関する経過措置等)

第7条 当社は、次のいずれかに該当しない契約者回線について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)2(工事費の額)備考4に定める工事費の免除を行わないものとします。

(1)この改正約款実施の日以降に、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)3欄(基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用)に定める基本契約期間の適用を受ける契約者回線

(2)この改正約款実施の日以降に、同14欄(長期継続利用申出に係る料金の適用)に定める長期継続利用申出に係る料金の適用を受ける契約者回線

(3)この改正約款実施の日以降に、同20欄(定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用)に定める定期契約期間の適用を受ける契約者回線

(4)この改正約款実施の際現に、同20欄(定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用)に定める定期契約期間の適用を受けている契約者回線のうち、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄エに定める定期契約期間の更新がされた契約者回線

(5)この改正約款実施の日以降に、同21欄(長期定期継続利用申出に係る料金の適用)に定める長期定期継続利用期間の適用を受ける契約者回線

(6)この改正約款実施の際現に、同21欄(長期定期継続利用申出に係る料金の適用)に定める長期定期継続利用期間の適用を受けている契約者回線のうち、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間に同欄エに定める長期定期継続利用期間の更新がされた契約者回線

(料金等の支払いに関する経過措置)

第8条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務について

は、なお従前のとおりとします。